

「こども性暴力防止法」の施行に向けて、こども家庭庁が「ガイドライン」を作成したことを受け、文部科学省として当該ガイドラインの留意事項を通知いたしますので、法の施行による性暴力の防止等に向けて、取組の徹底をお願いします。

7 文科教第 1 5 6 9 号
令和 8 年 1 月 2 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する公立大学法人の長
文部科学大臣所轄学校法人理事長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省総合教育政策局長
塩 見 みづ枝

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

文部科学省高等教育局長
合 田 哲 雄

スポーツ庁次長
浅 野 敦 行

文化庁次長
伊 藤 学 司

「こども性暴力防止法」の施行に向けたガイドラインについて（通知）

昨今、教師をはじめとする教育関係者等による児童生徒等への性暴力等の事案が相次いで報道されておりますが、こうしたことにより教育現場への信頼が損なわれ

るような状況が生じていることは極めて遺憾です。児童生徒等への性暴力等は決してあってはならないことであり、断じて許されない行為です。

文部科学省においては、関係機関に対し、児童生徒等への性暴力等の防止等に関して、必要な措置を講ずるよう取組の徹底をお願いしてきたところです。

この度、令和6年6月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）の施行が令和8年12月25日に予定されていることに伴い、別添のとおり、こども性暴力防止法施行ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が定められ、こども家庭庁から各都道府県等に対して通知が発出されました（別添1）。

文部科学省としても、法の着実な施行を含め、児童生徒等への性暴力等の防止に向けた取組を徹底するため、ガイドラインの留意事項及び参照箇所を下記のとおりまとめましたので、十分に御了知の上、下記のことにつきまして、都道府県教育委員会教育長等におかれましては、別紙に掲げる表のとおり周知をお願いします。

下記記載のページ番号は、ガイドラインにおけるページ番号を指します。また、今後こども家庭庁において、問合せ窓口を別途設置予定とのことです。詳細が決まり次第、別途情報提供いたします。

なお、本通知はこども家庭庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 法の目的と学校設置者等の責務

法は、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じること等を義務付けるものである（P11—P12）。例えば、初犯防止対策として、早期把握、相談、研修を行うことや、被害が疑われる場合の対応として、調査、保護・支援を行うこと、再犯防止対策として、従事者の特定性犯罪前科の有無を確認すること（以下「犯罪事実確認」という。）を義務付けている。

このため、法の概要やガイドラインの概要（別添2）、説明動画（別紙二次元コード）も参照の上、学校設置者等の責務等をよく理解するとともに、こども家庭庁が開催する説明会等に積極的に参加するよう努めていただきたいこと。

2. 法の定義

（1）児童等（P13—P14）

法における「児童等」には、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に在学する者や18歳未満の者のほか、高等専門学校の第1学年から第3学年に在学する者や専修学校高等課程に在学する者が含まれることを踏まえ、性暴力の防止に向けて法に基づく取組を進めること。

（2）児童対象性暴力等

法における「児童対象性暴力等」は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「教員性暴力等防止法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」の行為と同範囲であること（P15—

P19)。また、ガイドラインには、児童対象性暴力等につながり得る「不適切な行為」の考え方や具体例が整理されているので参照すること（P20—P24）。

（３）特定性犯罪（P25—P35）

犯罪事実確認の対象となる「特定性犯罪」の範囲について、ガイドラインを参照すること。なお、教員性暴力等防止法に基づくデータベースの対象となる範囲（「児童生徒性暴力等」を行ったことにより教員免許状が失効等となった者）との違いについては別添３を参考とすること。

３．対象事業・対象業務

（１）対象事業・対象業務の考え方

犯罪事実確認等の対象となる従事者については、任用の形態は問わず、「支配性」「継続性」「閉鎖性」の３要件（以下「３要件」という。）を全て満たすものであること（P41—P42）。また、職種全体が対象になる場合と、職種のうち一部の者が対象になり得る場合がある。このうち、一部の者が対象になり得るものについては、各学校設置者等がその実態に応じて、３要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められるため、ガイドラインにある具体例や考え方を参照すること（P42—P47）。

なお、教育実習生についても、犯罪事実確認の対象となるかは実習の実態に応じて判断されることとなる（P71）。こども家庭庁及び文部科学省においては、別途、教職課程を置く大学等の長に対し、実習に関する大学等の対応等に関する留意事項を通知することを予定しているので、実習施設となる学校の設置者等は、大学等と適切に連携して対応すること。

（２）民間教育保育等事業

法では、犯罪事実確認等が義務となる学校設置者等以外に、児童等に対して教育、保育等を提供する事業（以下「民間教育保育等事業」という。）の事業者も、こども家庭庁による認定を受けることで、「認定事業者等」として犯罪事実確認が義務付けられ、犯罪事実確認書の交付申請をすることが可能とされている。民間教育保育等事業としては、例えば、専修学校一般課程や各種学校、学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール、教育支援センター、フリースクール等が法やガイドラインにおいて挙げられているが、認定の対象となる事業に関する詳細はガイドラインを参照すること（P48—P57）。認定の基準や申請方法、認定事業者等が表示できるマーク（こまもろうマーク）等の詳細については、ガイドラインを参照すること（別添４及びP72—P113）。

また、学校設置者等と同様に、職種の一部が犯罪事実確認等の対象になり得る従事者については、認定事業者等がその実態に応じて、３要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められるため、ガイドラインにある具体例や考え方を参照すること（P59—P64）。

４．安全確保措置

（１）早期把握、相談、調査、保護・支援、研修

法では、児童対象性暴力等の未然防止や発生時の適切な対応等のため、日頃から講ずべき措置（研修（P121—P125））や児童対象性暴力等を把握するための措置

（早期把握、相談（P129—P138））等が規定されていること。なお、学校については、教員性暴力等防止法に規定する措置を講じていれば、当該措置と重複する内容については、基本的には法やガイドライン等で示す内容を満たすこと。

防犯カメラ等の活用については、その有効性ととも、個人のプライバシーや児童等への心理的な影響、現場の萎縮、目的外利用の禁止といった観点への配慮、関係者間の丁寧な議論や合意についてガイドラインに記載されている（P120—P121）。これらも踏まえ、学校設置者等において、様々な防犯対策の一つとして、各学校の実情に応じてその設置や活用の判断を行うものであること。また、ここでいう関係者間の丁寧な議論や合意については、児童生徒等の安全対策を充実する際、関係者に丁寧に説明を行い、理解を得ていく一般的なプロセスを想定しているものであって、保護者等一人一人の合意を文書等により得ることまでを求めている趣旨ではないこと。なお、防犯カメラ等の設置を含む防犯対策の観点から必要となる工事に要する経費については、従来より学校施設環境改善交付金及び私立学校施設整備費補助金等による補助の対象となり得ること。

児童対象性暴力の未然防止のためには、児童等への教育・啓発も重要である。このため、「生命（いのち）の安全教育」について、改めて手引きや動画教材を活用するなどして、各学校や地域の状況に応じ、積極的に取組を進めること（別添5及びP126—128）

実際に児童対象性暴力等が行われた場合（疑いがある場合を含む。）は、警察と連携するとともに、必要な事実確認等を行うこと（P139—P160）。

（2）犯罪事実確認

学校設置者等においては、令和8年12月25日（法の施行日）以降に対象業務に従事させる者については業務を行わせるまでの間に、施行時現職者については令和11年12月24日（施行日から起算して3年を経過する日）までの間に、犯罪事実確認を行わなければならない。また、いずれの者も、法務大臣が犯罪事実に係る確認を行った日から5年を経過する日の属する年度の終わりまでに再確認を行う必要があること（P162—P168）。

犯罪事実確認における犯罪事実確認書の交付申請や交付の手續等についてはガイドラインを参照すること。特に、犯罪事実確認書の交付申請に当たっては、従事者が戸籍等の情報をこども家庭庁に提出することが必要であり、これらの手續等について従業者に対する必要な周知を行うこと（P177—P203）。こうした犯罪事実確認は、こども性暴力防止法関連システムを通じて行うこととなっており、学校設置者等については、法の施行と同時に法に基づく義務が生じることから、施行時点で、同システムへのアカウント登録が確実に行われている必要があること（P331—P335）。また、施行時現職者の犯罪事実確認が令和11年12月24日までの3年間で滞りなく行われるよう、交付申請の時期を分散することとしていること（P336—P340）。都道府県立学校・市町村立学校の場合は、今後、こども家庭庁より各学校設置者等に対して、分散の方法や交付申請に係る工程表の作成等に関して詳細が示される予定であることから、その内容を踏まえ、適切に対応いただきたいこと。

一方、法においては、やむを得ない事情で、業務を行わせるまでの間に犯罪事実確認を行ういとまがない場合の「いとま特例」が規定されており、この考え方についてもガイドラインを参照すること（P168—P175）。

なお、教員性暴力等防止法においては、教育職員等（教育職員（教育職員免許法

（昭和 24 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する「教育職員」をいう。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。以下同じ。）を任命し、又は雇用しようとするときは、教員性暴力等防止法第 15 条第 1 項のデータベースを活用するものとされている。このため、教育職員等を任命し、又は雇用する者は、法に基づいて内定等の後に実施する犯罪事実確認とは別に、内定前に、データベースを活用することが必要となること（P206—P208）。犯罪事実確認とデータベースの違いについては別添 3 を参考とすること。

これらの詳細についてガイドラインをよく参照した上で、各学校設置者等において犯罪事実確認が確実に行われるよう、万全を期すこと。

（3）防止措置

法では、児童対象性暴力等が行われるおそれ（以下「おそれ」という。）があると認めるときは、児童対象性暴力等を防止するために必要な措置（以下「防止措置」という。）を講じなければならないとされており、おそれがあると認めるときの考え方の整理を参照すること（P215）。また、おそれの内容に応じて講じるべき防止措置の内容を参照すること（P216—P217）。

特に、特定性犯罪事実該当者については、原則、対象業務に従事させないことが求められ、内定取消しや配置転換等の措置を講じること等が考えられる。こうした具体的な留意点がガイドラインで示されているので、参照すること（内定取消しは P219—P220、配置転換、出向及び転籍は P223—P225、懲戒解雇は P225—P228）。

また、こうした対応に先立っては、事業者が法の施行前からあらかじめ、内定取消事由や試用期間に係る解約事由として、「重要な経歴の詐称」を定めたり、就業規則における懲戒事由として必要な事項を定めたりしておくべきである。こうした事業者があらかじめ行うべき事項が整理されているため、ガイドラインを参照すること。また、事業者が、求職者・現職者等に対し、あらかじめ確認・伝達を行っておくべき事項がまとめられているため、採用面接等を通して確認・伝達をすること（P235—P236）。

5. 情報管理措置

犯罪事実確認記録等は、個人の特定性犯罪事実を含む情報であり、漏えい等が万が一にも発生することの無いよう、法において対象事業者等に対して適正な管理を求めている。具体の措置については、ガイドラインを参照すること（P244—P290）。特に、犯罪事実確認記録等について、離職等の日から起算して 30 日など、一定の日を経過する日までに廃棄・消去しなければならないこと（P285—P286）。なお、ここでいう「離職」の解釈については、P175—P176 に示されているので参照すること。

6. 監督等

法及び各業法においては、犯罪事実確認・安全確保措置・情報管理措置の実効性を担保するため、こども家庭庁及び所轄庁（ここでいう所轄庁とは、各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関のことを指すとされている。以下同じ。）が、各対象施設において法に基づいた適切な対応が行われているかについて、犯罪事実確認実施者等の監督等を行うこととされている。各所轄庁と犯罪事実確認実施者等を整理した図表とともに、監督等の観点ガイドラインにあるため、参照すること（P291—P308）。

7. その他

犯罪事実確認等は、学校設置者等の事業者に義務付けられているものであり、各事業者において対象業務従事者の犯罪事実確認等を実施する必要があること。ただし、県費負担教職員に関する扱いなど、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担については、ガイドラインで詳細を参照すること（P325—327）。なお、都道府県採用で市町村教育委員会が設置する学校に派遣されるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員の犯罪事実確認については、P208 に示されているので参照すること。また、対象業務従事者が派遣労働者等や個人業務受託者である場合の留意点については P205—P206 に示されているので参照すること。

また、4（2）記載のとおり、犯罪事実確認はこども性暴力防止法関連システムを通じて行うこととなっているところ、こども性暴力防止法関連システムの利用にあたっては、確実にシステムに登録されるよう、一括登録を行うこととなっている。一括登録に当たっては、学校設置者等が G ビズ ID を事前取得する必要があるため、令和 8 年 4 月までに G ビズ ID を取得すること（別添 6）。また、一括登録に向けては、今後、こども家庭庁より、マニュアルが示される予定であることから、当該マニュアルを参照の上、適切に対応いただきたいこと。その際、こども家庭庁から一括登録のとりまとめの依頼を受ける「登録とりまとめ担当」について、例えば、学校を設置する株式会社、宗教法人や社会福祉法人等は、都道府県知事がとりまとめることとするなどの整理がなされているところ、ガイドラインを参照し、遺漏なく一括登録が行われるようにすること（P331—P335）。

【別添資料一覧】

- 別添 1 こども性暴力防止法施行ガイドラインについて（周知依頼）（令和 8 年 1 月 9 日付けこども家庭庁支援局長通知）
- 別添 2 こども性暴力防止法及び「こども性暴力防止法施行ガイドライン」の概要
- 別添 3 こども性暴力防止法と教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の比較
- 別添 4 こども性暴力防止法の事業者マーク（こまもろうマーク）の策定について（令和 7 年 12 月 25 日付けこども家庭庁支援局長通知）
- 別添 5 「生命（いのち）の安全教育」について
- 別添 6 こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となる G ビズ ID の事前取得について（依頼）（令和 8 年 1 月 27 日付けこども家庭庁支援局総務課長・デジタル庁国民向けサービスグループ参事官通知）
- 参考 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」等の公布について（令和 7 年 12 月 26 日付け文部科学省総合教育政策局政策課事務連絡）

※こども性暴力防止法についてのお問合せは、以下にお願いします。
こども家庭庁支援局総務課 こども性暴力防止法施行準備室
電 話：03-6858-0195
E-mail：kodomokatei.dbs@cfa.go.jp

【本通知全体に関することについて】
文部科学省総合教育政策局政策課企画調整係
電 話：03-5253-4111（内線：2641）
E-mail：soseisk@mext.go.jp

【公立学校について】
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係
電 話：03-5253-4111（内線 2588）
E-mail：syoto@mext.go.jp

【私立学校について】
文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係
電 話：03-5253-4111（内線 2532）
E-mail：sigakugy@mext.go.jp

【国立大学法人が設置する附属学校について】
文部科学省高等教育局専門教育課教員養成企画室教育大学係
電 話：03-5253-4111（内線：3498）
E-mail：kyoin-y@mext.go.jp

【公立大学法人が設置する附属学校について】
文部科学省高等教育局大学振興課公立大学係
電 話：03-5253-4111（内線：3370）
E-mail：daigakuc@mext.go.jp

【高等専門学校について】
文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校第一係
電 話：03-5253-4111（内線：3347）
E-mail：senmon@mext.go.jp

※高等専門学校を設置する公立大学法人、学校法人に関することについては各法人の担当部署にお問い合わせ願います。

【専修学校・各種学校について】
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室第一係
電 話：03-5253-4111（内線：2915）
E-mail：syosensy@mext.go.jp

【文化関係団体について】
文化庁（総合調整担当）
電 話：03-5253-4111（内線：2896）
E-mail：s-kikaku@mext.go.jp

【スポーツ関係団体について】
スポーツ庁政策課企画係
電 話：03-5253-4111（内線：3780）
E-mail：sseisaku@mext.go.jp

【社会教育関係団体について】
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課法規係
電 話：03-5253-4111（内線：2973）
E-mail：houki@mext.go.jp

【教育実習生及び教員性暴力等防止法に基づくデータベースについて】

文部科学省初等中等教育局教育職員政策課教員免許・研修企画室法規係

電 話：03-5253-4111（内線：3969）

E-mail：menkyo@mext.go.jp

【防犯カメラについて】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

電 話：03-5253-4111（内線：2695）

E-mail：anzen@mext.go.jp

宛先	周知先
各都道府県教育委員会教育長	所管の学校及び各学校を設置する域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会担当課（スポーツ・文化行政担当課を含む。）
各指定都市教育委員会教育長	所管の学校
各都道府県知事	域内の市（指定都市を除く。）町村スポーツ・文化行政担当課、所轄の学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人を含む。）及び学校（専修学校及び各種学校を含む。）
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長	所轄の学校設置会社及び学校
附属学校を置く各国公立大学法人の長 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 高等専門学校を設置する公立大学法人の長 文部科学大臣所轄学校法人理事長	設置する学校
厚生労働省医政局長 厚生労働省社会・援護局長	所管の専修学校

○こども性暴力防止法施行ガイドライン



<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#guideline>

○こども性暴力防止法の説明動画



<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

こ 支 総 第 2 号
令和 8 年 1 月 9 日

都 道 府 県 知 事
各 殿
指 定 都 市 市 長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法施行ガイドラインについて（周知依頼）

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）については、今般、その円滑な施行に向け、法及び法に基づく下位法令の解釈を示し、実際に法に基づく措置を実施する事業者や従事者の皆様の理解を促すとともに、こどもや保護者を始めとする国民の皆様に対して、制度の詳細な全体像をお示しするため、別添のとおり、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を策定しましたので、通知します。（「こども性暴力防止法施行ガイドライン」掲載先：

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>）

本年 12 月 25 日の法の施行に向けては、十分な周知を行った上で、対象となる事業者や従事者に、できるだけ早く準備を進めていただくとともに、こどもや保護者を含めて、本制度への理解を深めていただき、社会全体として、こどもに対する性暴力は許さないという機運を醸成していくことが必要です。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、本制度の概要について、幅広く周知いただくようお願いします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

また、周知に当たっては、「こども性暴力防止法の事業者マーク（こまもろうマーク）の策定について（周知依頼）」（令和 7 年 12 月 25 日付けこ支総第 309 号こども家庭庁支援局長通知）でお示ししている別添 2～別添 4 のリーフレット及び動画もご活用ください。

なお、今後、全国で説明会を開催し、本ガイドラインの内容を踏まえ、本制度について本格的な周知を実施していく予定です。

※参考：こども性暴力防止法に関する各種資料の掲載先（こども家庭庁ウェブサイト）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou> （再掲）

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

- 学校設置者等** (第2条第3項)
学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者
- 民間教育保育等事業者** (第2条第5項)
学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

- 学校設置者等における教員等** (第2条第4項)
教諭、保育士等
- 民間教育保育等事業者における教育保育等従事者** (第2条第6項)
塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置

- ・ 勤務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等** (第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談**を行いやすくなるための**措置** (相談体制等) (第5条第2項等)
- ・ **研修** (第8条等)

2 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査** (第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援** (第7条第2項等)

4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ **①～③**を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置**(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。詳細は令和8年1月公表のガイドラインで提示。

情報管理措置

再犯防止対策

- 3 特定性犯罪前科の有無の確認**
 - ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - ➡ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➡ 認定等から1年以内(第26条第3項)
 - ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

防止措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行期日：令和8年12月25日

「こども性暴力防止法施行ガイドライン」の概要（令和8年1月策定）

こども性暴力防止法施行準備検討会における検討の経緯等

- ・令和7年4月に検討会を設置し、こども性暴力防止法の施行に向けた論点について議論を開始。
- ・こどもの意見聴取や、関係団体等からのヒアリングの結果も踏まえ、制度の骨格を示すものとして、同年9月、「中間とりまとめ」を公表。
- ・「中間とりまとめ」を基に検討を進め、同年12月に、下位法令を定めるとともに、令和8年1月にガイドラインを策定。

「こども性暴力防止法施行ガイドライン」の概要

本制度の対象となる範囲を明らかにすべき事業・業務について、その定義や考え方を明確化

制度対象

対象事業

- ・「民間教育事業」の要件➡児童等に技芸・知識の教授（内容は問わない）を行う、従事者数3人以上 等
- ・ベビーシッター、家庭教師➡個人でも、マッチングサイト運営者等と委託契約を結ぶ場合には対象
- ・全てが対象となる職種➡教員、保育士、塾講師、スポーツ指導者等、児童等と継続的に接する職種は必ず対象
- ・一部が対象となる職種➡事務員、スクールバス運転手等は、児童等との関わりを個別に事業者が判断・対象に

対象業務

認定等の基準や手続の流れ等について具体化

認定等

認定基準

- ・安全確保措置（犯罪事実確認等を含む）・情報管理措置について、義務対象事業者と同等の実施体制
- ・オンラインで申請（手数料は3万円程度）し、認定を受けると事業者詳細がこども家庭庁ウェブサイト公表
- ・認定事業者は、児童等の募集パンフレット、求人広告等に、認定マーク（令和7年12月に策定）の表示が可能

認定手続

認定表示

法に基づき事業者が行うべき安全確保措置の内容を具体化

安全確保措置

早期把握 相談

- ・児童等に対する日常観察や面談・アンケートの実施、報告・対応ルールの策定
- ・相談員の選任又は相談窓口の設置・周知、外部相談窓口の周知

調査 保護・支援

- ・性暴力等の疑い発生時は、警察、関係機関等と連携し、人権に配慮して公正・中立に、事実確認
- ・児童等と加害者との接触回避や、児童等・保護者への支援機関等の一覧・支援内容の情報提供

研修

- ・従事者は性暴力等の範囲・要因・防止措置、発生時の対応等に関する研修（座学・演習）※を受講

※ 研修教材は、令和7年度を目標にこども家庭庁で作成予定

「こども性暴力防止法施行ガイドライン」の概要（令和8年1月策定）

犯罪事実確認

犯罪事実確認の期限や事務手続を具体化

確認期限	- 新規採用・異動➡内定・内示等から従事開始までに確認 - 現職者➡義務対象事業は施行日から3年以内、認定対象事業は認定から1年以内に確認 - 欠員補充等で、直ちに確認できない場合の特例として、原則、従事開始から3月以内(合併等の場合は従事開始から6月以内)に確認➡確認までの間は、原則、児童等と一対一にさせないなどの措置が必要
いとま特例	
確認手続	- 事業者によるオンライン申請、従事者はマイナンバーカードを活用して戸籍等をこども家庭庁に提出 - 犯罪事実確認の標準処理期間は、従事者が日本国籍の場合は2週間～1か月、外国籍の場合は1～2か月

防止措置

防止措置の内容や労働法制上の留意点等について具体化

おそれへの対応	- 性暴力等が行われる「おそれ」の内容に応じて、防止措置として、配置転換等の雇用管理上の措置を実施 - 懲戒事由に「重要な経歴の詐称」を定める等の就業規則等の見直し、内定前の性犯罪前科の確認等が重要
性暴力等が行われる「おそれ」の内容	
① 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者だった場合	原則、その従事者を対象業務に従事させない(例：内定取消し、配置転換等)
② 児童等・保護者から被害の申出があった場合	その児童等と従事者の接触回避を行う(例：自宅待機等)
・ 調査の結果、性暴力等があったと合理的に判断される場合	原則、その従事者を対象業務に従事させない(例：懲戒処分、配置転換等)
・ 調査の結果、不適切な行為があったと合理的に判断される場合	初回かつ軽微な場合は指導し、繰り返す等の場合は③に準じてより厳格に対応

情報管理措置

法に基づき事業者が行うべき情報管理措置の内容を具体化

適正管理	・ 適正な情報管理に必要な措置(組織的・人的・物理的・技術的措置)を内容とする「情報管理規程」を事業ごとに策定
漏えい等防止	・ 犯歴情報は、必要最小限の者でシステム内で扱い(記録・保存は極力控える)、漏えい等発生時は国に報告

監督等

監督等の主体や方法等について明確化

定期報告	・ 年に一度、事業者から国に定期報告(原則オンライン)を求め、必要に応じて立入検査等を実施
所轄庁の役割	・ 義務対象事業の犯罪事実確認・安全確保措置の監督等は、各業法に基づき所轄庁(地方自治体、教育委員会等)が実施

その他

その他、法の施行に必要な事項を整理

施行期日	・ 令和8年12月25日
業務委託	・ 犯罪事実確認、認定、監督等の各業務を、セキュリティ対策や書類審査・監督実務能力等の要件を満たす者に委託

こども性暴力防止法と教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の比較

こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認

児童等に教育・保育等を提供する事業者は、児童等と接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪（特定性犯罪前科）の確認が必要。

※確認の対象となるのは、

- 1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
- 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
- 3) 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないもの

※特定性犯罪とは、

不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年
淫行等（成人に対する性犯罪を含む）。

教育職員等、スクールカウンセラー、部活動指導員、外国語指導助手（ALT）等は、一律対象

※事務職員、送迎バスの運転手などは、各学校設置者等がその実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき、対象となるかを判断・特定。

**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
に基づく特定免許失効者管理システム**

特定免許失効者等に関するデータベースに、都道府県教育委員会が特定免許失効者等の情報を入力し、教育職員等を任命・雇用しようとするときはデータベースの活用義務が発生。

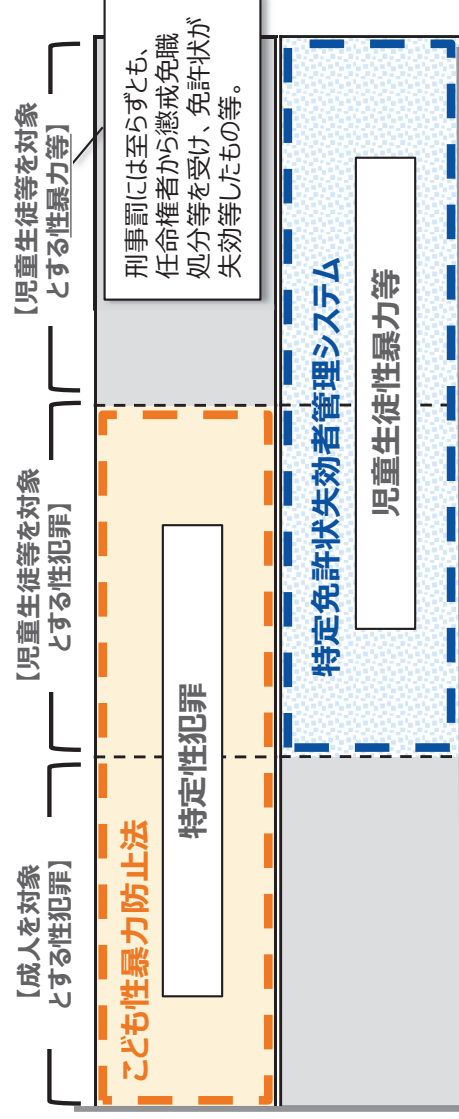
※データベースに登録される者は、

教員免許保有者のうち、児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は取上げ処分となった者（児童生徒性暴力等を行った際に、現職でない者についても適用）。当面少なくとも40年間分のデータを記録。

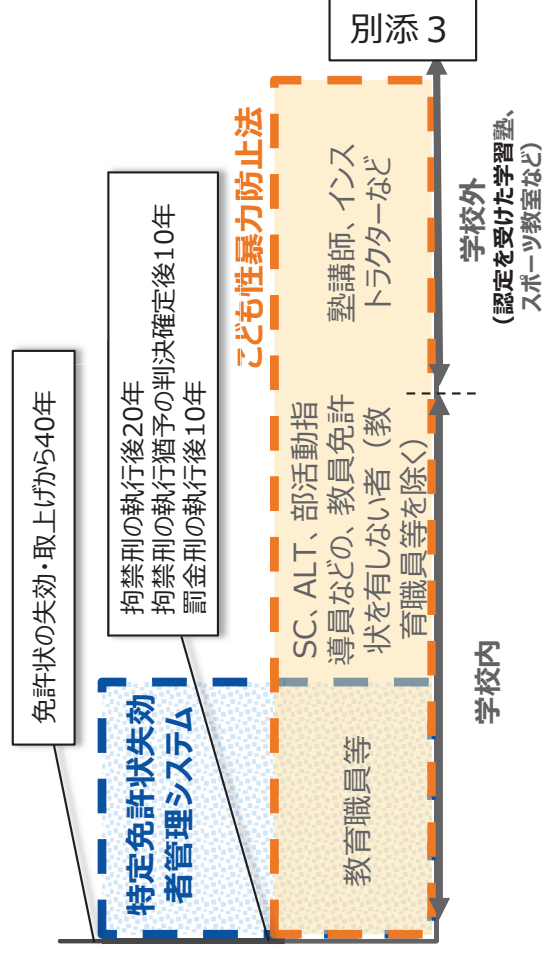
※児童生徒性暴力等とは、教員性暴力等防止法第2条第3項に該当する行為
 （児童生徒等に性交やわいせつ行為等をする事又はさせること、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、児童生徒等に対する悪質なセクハラ等）で、刑事罰とならない行為も含む。

教育職員等（高等学校以下の教員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員）

＜確認の対象となる行為＞



＜対象者の範囲＞



1225 こ支総 309

令和 7 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 御中
指定都市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法の事業者マーク（こまもろうマーク）の策定に
ついて

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項において、認定事業者等は、認定等事業に関する広告その他の内閣府令で定めるものに、内閣総理大臣が定める表示を付することができることとされています。

また、本年 4 月にこども家庭庁に設置した、有識者による「こども性暴力防止法施行準備検討会」の検討においては、学校設置者等についても、認定事業者等と同様、対象施設・事業等であることが児童等や保護者等から容易に判別できるような表示を設けるべきものとされました。

今般、これまでの議論等を踏まえ、別添 1 のとおり、認定事業者等が表示することができる「認定事業者マーク」及び学校設置者等が表示することができる「法定事業者マーク」（通称「こまもろうマーク」）を定めます。

認定事業者マークについては、法第 23 条第 1 項のこども家庭庁長官が定める表示を定める件（令和 7 年こども家庭庁告示第 11 号）において、法定事業者マークについては、本通知において定めることとなります。

法律の施行後は、対象となる事業者は、施設の入口や受付、ウェブサイト、募集広告、求人広告などに「こまもろうマーク」を表示することができ、こどもを性暴力から守るための取組を適切に行う施設・事業者であると、こどもや保護者から一目でわかるようになります。

来年 12 月 25 日の法の施行に向けて、今後制度の対象となる事業者・従事者や、こども・保護者を始めとした国民の皆様向けに周知を本格化していくに当たっては、単に制度の周知にとどまらず、こどもを性暴力から守る社会を実現するための一つのシンボルである、この「こまもろうマーク」も活用して、社会全体としてこどもに対す

る性暴力を許さないという機運の醸成に取り組んでいくことが重要だと考えています。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対し、各都道府県及び指定都市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、「こまもろうマーク」について幅広く周知いただき、本制度の周知等の際に、積極的に「こまもろうマーク」を活用いただくことを依頼していただくようお願いします。

なお、令和7年9月30日に発出した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に向けた周知依頼について」（令和7年9月30日付けこ支総第210号こども家庭庁支援局長通知）の別添1～別添3（本通知の別添2～別添4）のリーフレット及び動画についても、「こまもろうマーク」を挿入し、再編集を行ったものをこども家庭庁のウェブサイト※にて公表していますので、周知の際にご活用ください。

※参考：制度概要リーフレット及び動画の掲載先（こども家庭庁ウェブサイト）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(別添1)



(左：認定事業者マーク、右：法定事業者マーク)

<マークについて>

モチーフには、大きな目でこどもを見守る「フクロウ」を採用し、「こどもをまもろう」「みんなでまもろう」というキャッチフレーズも念頭に、「こまもろう」と名付けました。こどもをしっかりと“見て守る”黒い大きな瞳と、こどもを守るために張り巡らせた“アンテナ”を思わせる少し尖った頭の形が特徴です。デザインは、こどもにも親しみやすく、さまざまな場所で見つけやすいよう、本体には暖かいオレンジを基調に、背景に青とピンクを用いることで、視認性と分かりやすさを高めています。

今後、これらのマークが社会に浸透することにより、性暴力から「こどもをまもろう、みんなでまもろう」という意識が社会全体に広がることを目指します。

2026年
12月25日
施行予定



「こども

性暴力防止法」

がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。

✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。

✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています



こどもまんなか
こども家庭庁

法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。
放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など

認定対象

・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など



認定を受けた事業者は

こども家庭庁が
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能

こどもたちを性暴力から守るための取組

✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・こどもの心身の状況の日常観察
- ・こどもへの面談・アンケート
- ・相談窓口の設置・周知
- ・従事者への研修
- など



✓ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・こどもの保護・支援
- ・調査などの実施
- など



✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

特定性犯罪の例 ※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

対象業務 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

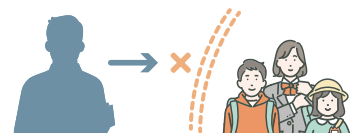
必ず対象となる業務

学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
保育所 園長、保育士 など

実態を踏まえて対象とするか判断する業務

・事務職員 ・スクールバス運転手
・警備員 など

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合
こどもと接する業務に就かせないなどの対応



教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

令和8年
(2026)
12/25
施行

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、

性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point

2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。

※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point

3

制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、

採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。
こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



認定対象



対象事業

- ・学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童養護施設
- ・障害児施設 など



- ・認可外保育施設
- ・一時預かり、病児保育
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など



対象業務

- ・教員、部活動指導員
- ・保育士
- ・児童指導員
- ・児童発達支援管理責任者 など



- ・保育従事者
- ・子育て支援員研修等受講者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など



今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- ・ 安全確保措置 …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- ・ 犯罪事実確認 …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・ 防止措置 …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- ・ 情報管理措置 …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

✓ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**

✓ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**

等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。

令和7(2025)年度

年内～年明け

令和8(2026)年度

12月

ガイドライン
策定

アカウント登録
開始(予定)

法施行

いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどがが必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、
こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索



こどもに接する現場で働く皆さまへ

令和8年
(2026)
12/25
施行

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

こどもに接する現場で働く方は、

性犯罪前科の有無の確認

が必要になります。

Point

2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

こどもに接する業務に就くことができなく

なります。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。
こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



認定対象



対象事業

- ・学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童福祉施設 など



- ・認可外保育施設
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など



対象業務

- ・教員
- ・保育士
- ・児童指導員 など



- ・保育従事者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など



対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意
性交等

不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



こどもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- ✓ 性犯罪前科があると確認された場合
- ✓ 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索

こどもまんなか
こども家庭庁



2025年12月作成

「生命（いのち）の安全教育」について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

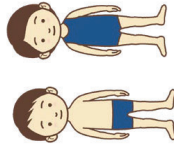
教材・指導の手引き等の内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）」を大切にしない「被害者にならない」「加害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）

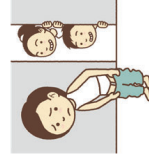
【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



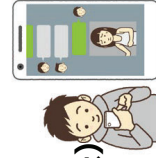
【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラ等の例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。

【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



こ 支 総 第 30 号
デ 国 第 64 号
令和 8 年 1 月 27 日

各 都 道 府 県 こ ど も 政 策 担 当 部 局 長
都道府県以外の公立大学法人を設立する各地方公共団体担当部局長
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 家 庭 福 祉 課 長
文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 政 策 課 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課 長

こ ども 家 庭 庁 支 援 局 総 務 課 長
デ ジ タ ル 庁 国 民 向 け サ ー ビ ス グ ル ー プ 参 事 官

こ ども 性 暴 力 防 止 法 に 基 づ く 事 務 手 続 に 必 要 と な る G ビ ズ I D の
事 前 取 得 に つ い て （ 依 頼 ）

令和 6 年 6 月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

法が施行されると、法に基づく全ての事務手続は、現在こども家庭庁において開発中の「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」（以下「システム」という。）を通じて行うこととなります。この際、法の対象事業者は、システムの利用登録に当たって、最初に「G ビズ I D」を用いてシステムにログインすることが求められます。

対象事業者のうち、犯罪事実確認などの措置が義務化される「学校設置者等」については、施行日から直ちに犯罪事実確認の手続を行うことができる必要があります。このため、事業者の登録漏れや登録情報の誤りを防ぐ観点から、こども家庭庁では、本年 4 月から施行日までの間に、所轄庁を通じて事業者情報をとりまとめ、システムへの一括登録と各事業者アカウントの発行を行う予定です。学校設置者等は、本年 4 月末頃までに確実に G ビズ I D を取得した上で、この一括登録の手続の中で、こども家庭庁に他の情報と併せて事前登録する必要があります。

この一括登録の手続においては、まず、学校設置者等（別紙の 1 から 5 までの各表の④欄に定める機関）が G ビズ I D を取得した後、学校設置者等の「施

設・事業所」（別紙の1から5までの各表の③欄に定める機関）に対して、そのGビズIDに関する情報（氏名やメールアドレス）を伝えます。学校設置者等の「施設・事業所」は、GビズIDに関する情報を含むシステムのアカウント登録に必要な事業者情報を、当該施設・事業所を管轄する「所轄庁」（別紙の1から5までの各表の②欄に定める機関）を通じて「登録とりまとめ担当」（別紙の1から5までの各表の①欄に定める機関）に集約し、「登録とりまとめ担当」からこども家庭庁に提出することを予定しています。

これらを踏まえ、貴職におかれては、別紙にお示しする関係部署、関係機関等に対し、下記の事項について、周知をお願いします。

記

1 依頼事項（参考1）

（1）登録とりまとめ担当（本通知の宛先）への依頼事項

担当する所轄庁に対して、管内に施設・事業所を有する学校設置者等（施設等運営者（※1）を含む。以下同じ。）がGビズID（※2）の取得を行うよう、（2）に基づく周知依頼をお願いします。

（※1）「施設等運営者」とは、学校設置者等から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項若しくは国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項の規定による指定又は委託を受けて、当該学校設置者等が設置する学校等又は当該学校設置者等が行う児童福祉事業に係る事業所を管理する者をいいます。いわゆる指定管理事業者や委託事業者のことを指します。

（※2）GビズIDは、事業者が一度アカウントを取得すると、国や地方公共団体等の240以上のウェブサイトログインできるようになる認証サービスです。補助金や社会保険手続、各種許認可などの電子申請に利用できます。概要や仕組みについては、参考2も併せてご確認ください。本通知では、本認証サービスで用いられるアカウント（各種ウェブサイトへログインする際に使用するアカウント）をGビズIDと呼んでいます。

（2）所轄庁への依頼事項

管内に施設・事業所を有する学校設置者等が、GビズIDの取得を行うよう、管内の施設・事業所の一覧を作成の上、当該一覧の全ての

施設・事業所に対し、（３）に基づく対応について、依頼をお願いします。

なお、既に既存の施設・事業所の一覧があるときは、新たに作成する必要はありません。

（３） 施設・事業所への依頼事項

システムで用いるアカウント登録に当たっては、ログイン時の本人確認の負担軽減、なりすましの防止等の情報セキュリティの確保等のため、まずGビズID（プライム）の取得が必要となります。

GビズID（プライム）は、法人代表者のアカウントです。そのため、施設・事業所ごとではなく、その設置者である学校設置者等（学校であれば、教育委員会や学校法人、児童福祉施設であれば、地方自治体や社会福祉法人など）の代表者のみが取得できます。

各施設・事業所は、その設置者である学校設置者等に対し、２で示す申請方法により、速やかに（遅くとも令和８年４月までに）GビズID（プライム）を取得するよう、依頼をお願いします。

また、施設・事業所が、指定管理や委託による場合は、学校設置者等又はその施設・事業所から、施設等運営者に対して、GビズID（プライム）を取得するよう、依頼をお願いします。

２ GビズIDの申請方法

GビズID（プライム）の取得申請の方法については、デジタル庁のWebサイトに掲載されている「ご利用ガイド」や「解説動画」を参照し、同サイトから申請いただくようお願いします。

（GビズID（プライム）取得申請サイト）

https://gbiz-id.go.jp/top/apply/account_select.html

（ご利用ガイド）

① 国・地方公共団体の場合

GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編（府省・地方公共団体職員用）

[QuickManual_Prime_gov.pdf](#)

② 法人の場合

GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編（法人代表者）

[QuickManual_Prime_corporation.pdf](#)

③ 個人事業主（法人格のない団体を含む。）の場合

GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編（個人事業主）

[QuickManual_Prime_sole-proprietor.pdf](#)

（GビズIDよくある質問）

<https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>

（GビズID解説動画）

<https://pr.gbiz-id.go.jp/movie-gallery/index.html>

3 留意事項

（１） GビズID（プライム）の取得者について

GビズID（プライム）は、法人代表者または個人事業主に対して、発行するアカウントであり、法人については当該法人の代表者（組織の長である理事長や代表取締役など）しか取得できません。

ただし、府省又は地方公共団体においては、法に基づく各種手続について統括的な責任を有する者（課長職相当以上の役職者）であれば、市長や知事等でなくとも、GビズID（プライム）を取得できます。なお、府省又は地方公共団体がこども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となるGビズID（プライム）を取得する際は、取得者は、組織（府省又は地方公共団体）で一人としてください。

各学校設置者等において、GビズID（プライム）を取得することが想定される役職例については、[「こども性暴力防止法施行ガイドライン」別紙7](#)を参照ください。

（２） GビズID（プライム）の早期取得について

例年、４月から数カ月間は、年度替わりに伴う手続が多く発生することから、GビズID（プライム）の取得申請も多くなる傾向にあります。通常であれば、オンライン申請では最短即日で、書類郵送申請では２週間程度で発行が可能です。が、本年も４月頃は、申請から取得まで、通常よりも時間がかかることが想定されます。

本年４月には、こども性暴力防止法のシステムの一括登録の手続が開始されますので、それまでに確実にGビズID（プライム）の取得がなされるよう、本通知に基づく依頼がなされたら、速やかにGビズ

I D（プライム）の取得申請の手続を開始していただくようお願いします。

（３） G ビズ I D（メンバー（第一管理者））の取得について

G ビズ I D（プライム）は、（１）のとおり、組織の代表者のみが取得することができますが、代表者以外の実務担当者も各種手続を行うことができるよう、子アカウントとして、G ビズ I D（メンバー）と呼ばれる仕組みもあります。G ビズ I D（メンバー）には、G ビズ I D（プライム）と同等の権限を付与することが可能であり、当該権限を付与されたG ビズ I D（メンバー）は、第一管理者と呼ばれます。

こども性暴力防止法のシステムの初回ログインに当たっては、４②のとおり、施設・事業所から所轄庁を通じてこども家庭庁に登録されるG ビズ I Dの所有者のみがログインできることとなりますが、G ビズ I D（プライム）及びG ビズ I D（メンバー（第一管理者））の所有者であれば、いずれもログインすることができます。

ログイン後は、G ビズ I D（プライム）及びG ビズ I D（メンバー（第一管理者））の所有者は、犯罪事実確認書の交付申請等の各種手続を担う組織の担当者に対し、システムを通じて権限の設定ができます。

G ビズ I D（プライム）の所有者は組織の代表者ですが、他の業務との兼ね合いから、代表者自身はシステムのアカウント発行や権限設定などの実務的な作業を担うことが難しい可能性が考えられます。そのため、必要に応じて、G ビズ I D（メンバー（第一管理者））を取得してください。

なお、G ビズ I D（メンバー（第一管理者））は、G ビズ I D（プライム）の所有者がG ビズ I Dのマイページにログインした後、G ビズ I D（メンバー）を作成した上で、当該アカウントに第一管理者の権限を付与することで作成することができます。作成方法は次のマニュアルをご確認ください。

（ご利用ガイド）

G ビズ I DクイックマニュアルG ビズ I D（メンバー（第一管理者））

[QuickManual_Member.pdf](#)

（４） 府省又は地方公共団体が学校設置者等としてG ビズ I Dプライムを

登録する際の留意事項

府省又は地方公共団体が、学校設置者等又は施設等運営者としてGビズID（プライム）を登録する場合の申請方法は、令和8年3月までは申請書類の郵送のみによる受付としていますが、4月以降はオンライン（インターネット環境のみ）による申請が可能となり、申請書類が簡略化される予定です。オンラインによる申請の流れ（予定）については、参考3も併せてご確認ください。

4 システムの利用に向けた今後の流れ

システムの利用に向けた今後の具体的な流れは、次の①から⑦までに掲げるとおりです。今後、別途、システムのアカунツ取得のためのマニュアルをお示しする予定です。

学校設置者等・施設等運営者

- ① GビズID（プライム）の取得（令和8年4月末頃まで）
 - ・ 学校設置者等・施設等運営者は、デジタル庁にGビズID（プライム）の発行を申請する。
 - ・ GビズID（プライム）の取得後、必要に応じてGビズID（メンバー（第一管理者））を登録する。GビズID（プライム）又はGビズID（メンバー（第一管理者））を取得した者が、②までに異動した場合には、変更手続きを行う。
 - ・ 学校設置者等・施設等運営者は、同一法人内の施設・事業所に対して、取得したGビズID（プライム）（必要に応じてGビズID（メンバー（第一管理者））の情報（氏名とメールアドレス）を共有する。

学校設置者等・施設等運営者（※施設・事業所が登録）

- ② 事業者情報の登録（令和8年4月～6月：約3か月）
 - ・ 施設・事業所は、学校設置者等・施設等運営者が取得したGビズIDを含む事業者情報を所轄庁へ登録する。

所轄庁

- ③ 事業者情報の確認・とりまとめ・提出（令和8年5月～7月末）
 - ・ 登録された事業者情報に不備がないかの確認を行う。
 - ・ 登録された情報を取りまとめ、登録とりまとめ担当に提出する。
 - ・ 登録とりまとめ担当は、担当する全ての所轄庁からの提出情報を、

こども家庭庁に提出する。

所轄庁/学校設置者等・施設等運営者（※施設・事業所も含む。）

- ④ こども家庭庁からの問い合わせへの対応（令和８年８月～10月末）
- ・ こども家庭庁から登録された事業者情報に係る問い合わせがあった場合には、問い合わせの内容を確認し、回答する。

学校設置者等・施設等運営者

- ⑤ 権限設定準備（令和８年１１月～12月上旬）
- ・ システムで設定されている権限（全ての権限／犯歴の確認ができる権限／権限の設定ができる権限／事務のみができる権限等）を、いずれの従事者に設定するかを検討する。

学校設置者等・施設等運営者

- ⑥ 権限設定（令和８年１２月中旬にシステム暫定稼働）
- ・ こども家庭庁から②で登録したＧビズＩＤ（プライム）及びＧビズＩＤ（メンバー（第一管理者））のメールアドレス宛に、システムのログイン先情報が通知される。
 - ・ 学校設置者等・施設等運営者は、ＧビズＩＤ（プライム）又はＧビズＩＤ（メンバー（第一管理者））を用いて、システムにログインし、権限の設定を行う。

学校設置者等・施設等運営者（令和８年１２月２５日～）

- ⑦ 犯罪事実確認の申請
- ・ 施行日以降、システムを通じて、犯罪事実確認の申請等を行う。

※ こども家庭庁が①から⑦までの手続により取得する個人情報、システムのアカウント登録に使用します。

【連絡先】

こども家庭庁支援局総務課

こども性暴力防止法施行準備室

担当：松本、工藤

Tel：０３－６８５８－０１９５

E-mail：kodomokatei.dbs@cfa.go.jp

GビズID取得依頼の周知先について

1. 各都道府県こども政策担当部局から周知する関係機関等

(1) 学校関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
都道府県知事 ※域内の指定都市・中核市分も集約	都道府県知事	・専修学校高等課程（都道府県立）	都道府県（現時点で知事部局のみ）
	公立大学法人 ※都道府県が設立団体である法人のみ。	・学校（公立大学付属） ・高等専門学校（公立）	公立大学法人
	都道府県知事 ※指定都市・中核市域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市	・学校（学校法人立） ・専修学校高等課程（学校法人又は準学校法人立）	学校法人
	都道府県知事等 ※指定都市・中核市域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市	・学校（宗教法人、社会福祉法人立等（※）） ・専修学校高等課程（宗教法人、社会福祉法人立等（※）） （※）等には、個人立・株式会社立等が設置主体である場合も含む。	宗教法人、社会福祉法人等
都道府県教育委員会	都道府県教育委員会	・学校（都道府県立）	都道府県教育委員会
都道府県教育委員会	指定都市教育委員会	・学校（指定都市立）	指定都市教育委員会

	※都道府県は、本依頼を指定都市教育委員会に展開する。		
都道府県教育委員会	市（指定都市を除く） 町村教育委員会 ※都道府県は、本依頼を市町村教育委員会に展開する。	・学校(市（指定都市を除く） 町村立) ・専修学校高等課程（市（指定都市を除く） 町村立)	市（指定都市を除く） 町村教育委員会

（２）児童福祉関係（障害児・認定こども園関係を除く）

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
都道府県 ※域内の指定都市・中核市・児童相談所設置市 分も集約	都道府県	・児童福祉施設(都道府県立) ・児童相談所(都道府県立)	都道府県
	都道府県	・登録一時保護委託施設(都道府県が登録するもの)	登録一時保護委託者（都道府県が登録する者）
	都道府県 ※都道府県は、本依頼を市区町村、中核	・児童福祉施設(一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活支援施設を除く。）)	一般市区町村、中核市

	市に展開し、当該市区町村、中核市から各施設に周知。		
	都道府県	・児童福祉施設(私立) (※) 指定都市、児童相談所設置市に所在する施設並びに中核市に所在する保育所及び母子生活支援施設を除く。	社会福祉法人、独立行政法人等 (左欄の施設を設置するもの)
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児童相談所設置市に展開し、当該市から各施設に展開。	・児童福祉施設(指定都市、児童相談所設置市立) ・児童相談所(指定都市、児童相談所設置市立)	指定都市、児童相談所設置市
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児童相談所設置市に展開し、当該市から各施設に展開。	・児童福祉施設(私立) (※) (※) 指定都市、児童相談所設置市に所在する施設に限る。	社会福祉法人、独立行政法人等 (左欄の施設を設置するもの)
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児	・登録時一時保護委託施設(指定都市、児童相談所設置市が登録するもの)	登録一時保護委託者(指定都市、児童相談所設置市が登録する者)

	童相談所設置市に展開し当該市から各登録一時保護委託施設に周知。		
	中核市 ※都道府県は、本依頼を中核市に展開し、当該市から施設に周知。	・保育所、母子生活支援施設（中核市立）	中核市
	中核市 ※都道府県は、本依頼を中核市に展開し、当該市から各施設に周知。	・保育所、母子生活支援施設（私立（※） （※）中核市に所在する施設に限る。	社会福祉法人、独立行政法人等 （左欄の施設を設置するもの）
	市区町村 ※都道府県は、本依頼を市区町村に展開し、当該市区町村から各施設に周知。	・家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）（市区町村立） ・乳児等通園支援事業（市区町村立）	市区町村
	市区町村 ※都道府県は、本依頼を市区町村に展開し、当該市区町村から各施設に周知。	・家庭的保育事業等（私立） ・乳児等通園支援事業（私立）	独立行政法人、社会福祉法人、民間企業等 （左欄の事業を運営するもの）

(3) 障害児関係

①登録とりまとめ 担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
都道府県 ※域内の指定都市・児童相談所設置市及び中核市分も集約	都道府県 ※指定都市、児童相談所設置市又は中核市に所在する指定障害児通所支援事業所は、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市（指定障害児入所施設は、指定都市又は児童相談所設置市）	・指定発達支援医療機関	独立行政法人国立病院機構 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
		・指定障害児入所施設（都道府県立） ・指定障害児通所支援事業（都道府県立）	都道府県
		・指定障害児入所施設（市区町村立） ・指定障害児通所支援事業（市区町村立）	市区町村
		・指定障害児入所施設（私立） ・指定障害児通所支援事業（私立）	社会福祉法人、民間企業等

(4) 認定こども園関係

①登録とりまとめ 担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
都道府県 ※域内の指定都市及び中核市分も集約	都道府県	・認定こども園（都道府県立）	都道府県
		・認定こども園（市区町村立）	市区町村 （指定都市又は中

			核市を除く。)
		・認定こども園(私立) (※) (※) 指定都市又は中核市に所在するものを除く。	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等
都道府県 ※城内の指定都市及び中核市分も集約	指定都市又は中核市 ※都道府県は本依頼を指定都市及び中核市に展開し、周知。	・認定こども園(指定都市、中核市立)	指定都市又は中核市
	指定都市又は中核市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び中核市に展開し、当該市から各法人等に周知。	・認定こども園(私立) (※) (※) 指定都市又は中核市に所在するものに限り。	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等

2. 都道府県以外の公立大学法人を設立する各地方公共団体担当部局長から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
------------	------	--	---

設立団体（市町村、事務組合又は広域連合）	公立大学法人 ※都道府県が設立団体である法人を除く。	・学校（公立大学附属） ・高等専門学校（公立）	公立大学法人
----------------------	-------------------------------	----------------------------	--------

3. こども家庭庁支援局家庭福祉課から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
こども家庭庁	こども家庭庁	・児童福祉施設（国立）	こども家庭庁

4. 文部科学省総合政策局政策課から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
文部科学省	文部科学省	・高等専門学校（学校法人立）	学校法人
	国立大学法人	・学校（国立大学附属）	国立大学法人
	独立行政法人国立高等専門学校機構	・高等専門学校（国立）	独立行政法人国立高等専門学校機構

5. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室から周知する関係機関等

(1) 学校関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
厚生労働省	厚生労働省	・ 専修学校高等課程(国立)	厚生労働省

(2) 障害児関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
厚生労働省	厚生労働省	・ 指定障害児入所施設(国立)	厚生労働省

※ 本資料は、参考4（「こども性暴力防止法施行ガイドライン」図表116～119）の所轄庁の整理をもとに、登録とりまとめの観点から整理。

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」等の公布について周知するものです。

事 務 連 絡
令和 7 年12月26日

各都道府県教育委員会担当事務主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各指定都市教育委員会担当事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 御中
各地方公共団体の学校設置会社担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 政 策 課

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」等の公布について

本年12月24日に、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令（令和7年政令第439号）及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）が公布され、また、12月25日に、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和7年内閣府・文部科学省令第5号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和7年内閣府・文部科学省告示第3号）、学校設置者等及び民間教育保育等事

業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（令和7年こども家庭庁告示第10号）及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第二十三条第一項のこども家庭庁長官が定める表示を定める件（令和7年こども家庭庁告示第11号）が公布されたことに伴い、別添のとおり、こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長及び文部科学省初等中等教育局長より各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長及び各児童相談所設置市長に対して通知が発出されましたので、この旨周知します。

児童生徒等に対する性暴力等は、児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであり、断じて許されるものではありません。これまでも、学校設置者等においては、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）に基づく取組をはじめとして、児童生徒等への性暴力等の防止に向けて様々な取組を進めていただいているところではありますが、改めてその取組を徹底いただくようお願いします。

都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校（高等課程を置くものに限る。）を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、国公立大学法人におかれては、その設置する附属学校に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対し、高等専門学校を設置する公立大学法人及び学校法人におかれては、その設置する高等専門学校に対し、厚生労働省におかれては、所管の専修学校（高等課程を置くものに限る。）に対し、周知をお願いします。

（別添）「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」等の公布について（通知）

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局政策課企画調整係

電 話：03-5253-4111（内線：2641）

E-mail：soseisk@mext.go.jp

こ成保第686号
こ支総第303号
7文科初第1927号
令和7年12月25日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市長
殿

こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
文部科学省初等中等教育局長

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」等の公布について（通知）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）の施行に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令（令和7年政令第439号。以下「期日令」という。）及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号。以下「施行令」という。）が、令和7年12月24日に公布されたところです（別紙1及び2参照。）。

また、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号。以下「施行規則」という。）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和7年内閣府・文部科学省令第5号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準一部改正命令」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和7年内閣府・文部科学省告示第3号。以下「認定こども園設備運営基準一部改正告示」という。）、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（令和7年こども家庭庁告示第10号。以下「情報管理規程告示」という。）及び学校設置者等及び民間教育

保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第二十三条第一項のことも家庭庁長官が定める表示を定める件(令和7年こども家庭庁告示第11号。以下「認定マーク告示」という。)が本日(令和7年12月25日)に公布されたところです(別紙3～7参照。)

その趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。また、都道府県知事におかれましては、管内市町村(特別区を含む。)への周知徹底を併せてお願いいたします。

記

第1 期日令(別紙1)

1 内容

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日は、令和8年12月25日とすること。公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされているところ、当該施行期日等を定めるもの。

2 施行期日

この政令は、公布の日(令和7年12月24日)から施行すること。

第2 施行令(別紙2)

1 主な内容

(1) 民間教育事業に係る従事者の人数の要件(第1条関係)

法第2条第5項第3号に規定する民間教育事業について、技芸又は知識の教授を行う者の人数が「政令で定める人数」以上であることを要件としているところ、当該人数を3人とすること。

(2) 特定性犯罪に該当する条例で定める罪及び経過措置(第2条、附則第2項及び第3項関係)

① 法第2条第7項に規定する特定性犯罪のうち、都道府県の条例で定める罪であって政令で定めるものについては、各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例で定める罪とし、内閣総理大臣は、これらの条例の規定のうち、当該罪を定めるものを公示するものとする。

② また、現行の条例だけでなく、過去の条例で定められていた同様の罪についても特定性犯罪としてみなすものとする。

(3) やむを得ない事情がある場合の犯罪事実確認の期限(第3条及び第5条関係)

法第4条第2項又は第26条第2項の規定に基づき犯罪事実確認を行う場合における犯罪事実確認の期限について、業務に従事させた日から6月以内に「政令で定める期間」を3月(ただし、事業者の責めに帰することができない事由により犯罪事実確認の完了に3月を超える期

間を要すると認められる場合として内閣府令で定める場合は6月) とすること。

(4) 施行時現職者及び認定時現職者の確認期限(第4条及び第6条関係)

法第4条第1項に規定する施行時現職者については、施行日から起算して3年以内で政令で定める期間を経過する日(法第26条第1項に規定する認定時現職者については、認定等(認定又は共同認定をいう。以下同じ。)の日から起算して1年以内で政令で定める期間を経過する日)までに犯罪事実確認を行わなければならないこととされているところ、当該期間について、施行時現職者に係るものについては3年、認定時現職者に係るものについては1年とすること。

(5) 手数料の額(第7条関係)

認定等を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額については、実費を勘案して政令で定めることとされているところ、当該額を3万1500円(電子申請による場合にあっては、3万円) とすること。

(6) 権限の委任(第8条関係)

法第42条において、内閣総理大臣は、法に規定する内閣総理大臣の権限のうち、政令で定めるものを除いて、こども家庭庁長官に委任することとされているところ、当該政令で定めるものは、法第41条(関係大臣への協議)に係る権限とすること。

(7) その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

2 施行期日

この政令は、法の施行の日(令和8年12月25日)から施行すること。

第3 施行規則(別紙3)

1 主な内容

(1) 定義関係

① 教員等の定義関係

ア 学校関係(第1条関係)

法第2条第4項第1号ハの学校の教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるものは、助手、技術職員、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動指導員、学校司書、指導補助者並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第21条に規定する者及びこれに類する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等に接するものとする。

イ 専修学校関係(第2条関係)

法第2条第4項第2号の専修学校の教員の業務に類する業務を行う職員として内閣府

令で定めるものは、助手並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第 21 条に規定する者に類するもののうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で生徒に接するものとする。

ウ 幼保連携型認定こども園関係（第 3 条関係）

法第 2 条第 4 項第 3 号ハの幼保連携型認定こども園の教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるものは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）第 3 条の 3 に規定する児童等対象業務従事者（同号イ及びロに掲げる者を除く。）とすること。

② 民間教育保育等事業者の定義関係

ア 高等学校の課程に類する教育を行う事業関係（第 4 条関係）

法第 2 条第 5 項第 2 号の高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるものは、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、普通課程の普通職業訓練（18 歳未満の者を専ら対象とするものに限る。）又は陸上自衛隊高等工科学校における教育訓練を行う事業とすること。

イ 放課後児童健全育成事業に類する事業関係（第 5 条関係）

法第 2 条第 5 項第 9 号の内閣府令で定める施設は、小学校その他の学校施設、公民館その他の社会教育施設、児童厚生施設及びこれら以外の公の施設並びに地域学校協働活動の機会を提供する事業を行うことができる施設であってこれらの施設に類するものとする。

（2）安全確保措置（早期把握、相談、調査並びに保護及び支援）関係

① 法第 5 条第 1 項等の早期把握の措置の内容は次のとおりとすること。（第 8 条関係）

ア 児童等の日常的な観察

イ 児童等の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又は質問票の使用

ウ ア及びイを通じて児童対象性暴力等の疑いを把握した場合における適切な報告その他の適切な対応を確保するための措置の具体的内容及び手順の策定並びにこれらの周知

② 法第 5 条第 2 項等の相談に係る措置の内容は次のとおりとすること。（第 9 条関係）

ア 相談員の選任又は相談窓口の設置及びこれらの周知

イ 外部の相談窓口の周知

③ 法第 7 条第 1 項等の調査の方法は次のとおりとすること。（第 10 条関係）

ア 児童等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと。

イ 児童対象性暴力等を行った疑いがある者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に行うこと。

ウ 事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で行うこと。

④ 法第7条第2項等の保護及び支援のための措置の目的及び方法は次のとおりとすること。(第11条関係)

ア 被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的すること。

イ 被害児童等と当該児童対象性暴力等を行ったと認める者との接触の回避その他の保護のための措置を講ずること。

ウ 事案の内容その他の事情に応じた支援機関等の情報を被害児童等に提供すること。

エ 被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。

(3) 犯罪事実確認関係

① 犯罪事実確認の期限の特例に係るやむを得ない事情(第6条及び第25条関係)

法第4条第2項及び第26条第2項のやむを得ない事情は次のとおりとする(ただし、法第26条第2項の場合にあつては、クを除く。)こと。

ア 予見できない欠員等により短期間に従事者を採用する必要があること。

イ アのほか、学校設置者等、都道府県の教育委員会若しくは施設等運営者(以下この①及び(8)④において単に「学校設置者等」という。)又は認定事業者等の責めに帰することができない事由により、短期間に従事者を採用する必要があること。

ウ 学校設置者等又は認定事業者等の責めに帰することができない事由により、別事業者間での異動の決定等が従事日の直前となること。

エ 学校設置者等又は認定事業者等の責めに帰することができない事由により、同一事業者内における配置換えの決定等が従事日の直前となること。

オ 労働者派遣契約、請負契約等の締結等が遅れ、従事日の直前となること。

カ 新設合併、新設分割等により、新たに学校設置者等又は認定事業者等となる者が現に行われている事業を承継すること。

キ 吸収合併、吸収分割又は事業譲渡等により、学校設置者等又は認定事業者等が別の学校設置者等又は認定事業者等の事業を承継する場合であつて、これらの者の責めに帰することのできない事由により、短期間で従事者を対象業務に従事させる必要があること。

ク 学校設置者等に係る事業を新たに行う場合であつて、当該事業に係る許認可等の遅れその他の学校設置者等の責めに帰することのできない事由により、許認可等から運営開始までの期間が十分に確保できないこと。

ケ 学校設置者等又は認定事業者等が、従事させるまでに犯罪事実確認が完了するよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、従事までに犯罪事実確認書の交付が受けられないこと。

コ アからケまでに掲げるもののほか、大規模な災害その他内閣総理大臣がやむを得ないと認める事情があること。

② 犯罪事実確認の期限が従事開始日から6月以内となる場合(第7条及び第26条関係)

施行令第3条の内閣府令で定める場合は、次のとおりとすること。

ア ①のアからオまでのいずれかに掲げる事情があることにより、従事開始日から3月以内に犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該期間内に犯罪事実確認書の交付が受けられなかった場合

イ ①のカからコまでに掲げる事情がある場合（第26条第2号の場合にあっては、（3）①クの事情を除く。）

③ 交付申請は、原則としてこども性暴力防止法関連システム（以下「システム」という。）を使用して行い、当該対象事業者の担当者は利用者証明用電子証明書を送信する方法によりシステムを使用するものとする。（第31条第1項及び第2項関係）

④ 法第4条第3項の規定による施行時現職者の交付申請については、こども家庭庁支援局長が定めるところにより、同項の期間を分割して行うものとする。（第31条第3項関係）

⑤ 交付申請の申請書記載事項は次のとおりとすること。（第32条関係）

ア 申請従事者が新規採用者、施行時現職者、認定時現職者又は改めて行う犯罪事実確認に係る者のいずれに該当するかの別

イ 申請従事者が①の犯罪事実確認の期限の特例に係る者である場合にあっては、その旨、（3）①アからコまでのいずれに該当するかの別及び法第4条第2項又は第26条第2項の必要な措置として講ずる措置の内容

ウ 申請従事者（児童福祉事業又は認定等事業に係る者に限る。）が従事する施設又は事業所の名称及び所在地

エ 申請従事者が既に業務に従事している場合にあっては、従事開始年月日

オ 申請従事者が県費負担教職員等である場合にあっては、その旨

カ GビズIDの電子メールアドレス

キ 交付申請がシステムを使用せずに行われる場合にあっては、犯罪事実確認書を送付する名宛人の氏名

⑥ 申請従事者による書面等の提出（第33条第1項から第3項まで関係）

ア 書面及び書類の提出は、原則としてシステムを使用して行い、当該申請従事者は利用者証明用電子証明書を送信する方法によりシステムを使用するものとする。

イ 書面の提出を対象事業者を経由して行うことを申請従事者が希望する場合、当該対象事業者は、これを拒んではないものとする。

⑦ 日本国籍を有する申請従事者に係る本人特定情報に関する事項は次のとおりとすること。（第33条第4項関係）

ア 氏名（変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更の年月日を含む。）

- イ 氏名の振り仮名（変更があった者については、変更前の全ての振り仮名及び変更の年月日を含む。）
- ウ 出生の年月日
- エ 本籍（変更があった者にあつては、変更前の全ての本籍及び変更の年月日を含む。）
- オ 戸籍に入った原因及び年月日
- カ 実父母の氏名及び実父母との続柄

⑧ 日本の国籍を有しない申請従事者に係る本人特定情報を把握するために必要な書類は次のとおりとすること。（第 33 条第 5 項関係）

ア 在留カード、住民票又は旅券等の写し

イ 氏名、国籍、性別又は生年月日の変更があった者にあつては、その国籍の属する国における当該変更を証する戸籍に相当する書類

ウ 氏名、国籍、性別又は生年月日の変更がない者にあつては、その旨を証し、又は誓約する書類

エ 出入国に係る履歴、氏名を片仮名及びローマ字で表記したもの並びに 2 以上の国籍を有するか否かを記載した書類

オ エの書類を提出したことがある者であつて、直近の交付申請からエの内容に変更がない場合は、その旨を証し、又は誓約する書類

⑨ 申請従事者は、戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を内閣総理大臣に提供することにより、法第 33 条第 5 項の規定による書類の提出を行うものとする。（第 33 条第 6 項関係）

⑩ 本人特定情報の変更の有無及び内容を把握するために必要なものは次のとおりとすること。（第 33 条第 7 項関係）

ア 申請従事者が日本の国籍を有する場合 最新の内容が記載され、又は記録された法第 33 条第 5 項第 1 号イに掲げる書類

イ 申請従事者が日本の国籍を有しない場合 次に掲げる書類

（ア）直近の交付申請から 3 月以上経過している場合には、最新の内容が記載された⑧アに掲げる書類

（イ）⑧イからオまでに掲げる書類に記載又は記録された情報に変更があった場合には、変更後の当該情報が記載又は記録された書類（変更が無い場合はその旨を証し、又は誓約する書類）

⑪ 訂正請求に係る通知の到達時期（第 35 条関係）

法第 35 条第 5 項の規定による通知は、システムにおいて申請従事者が閲覧することができる状態で記録された時に、当該申請従事者に到達したものとみなすものとする。

- ⑫ 犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書管理簿の様式を定めるとともに、犯罪事実確認書管理簿の作成は原則としてシステムを使用して行い、記録の事務を行う者は利用者証明用電子証明書を送信する方法によりシステムを使用するものとする。 (第 34 条及び第 36 条関係)

(4) 認定等関係

- ① 認定等の申請の手続等 (第 18 条第 1 項並びに第 20 条第 1 項及び第 3 項関係)

認定等の申請書の提出は、原則としてシステムを使用して行うものとし、共同認定の場合にあつては、双方の事業者が内容を確認し、及び合意しなければならないものとする。

- ② 認定等の申請書の記載事項は次のとおりとすること。 (第 18 条第 3 項及び第 20 条第 4 項関係)

ア 教育保育等従事者に該当すると思われるものの人数

イ G ビズ ID の電子メールアドレス

ウ フランチャイズチェーンの方式により、別の事業者が同一の事業を行っている場合には、その旨

- ③ 認定等の申請書の添付書類は次のとおりとすること。 (第 18 条第 2 項及び第 4 項並びに第 20 条第 2 項及び第 5 項関係)

ア 次の (ア) から (ウ) までに該当する場合にあつては、それぞれの書類

(ア) 法人 (国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法を除く。)

定款及び登記事項証明書

(イ) 人格のない社団又は財団 定款に準ずる書類及び登記事項証明書に準ずる書類

(ウ) 個人 住民票の写し

イ 民間教育保育等事業 (当該民間教育保育等事業者が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合にあつては、民間教育事業に限る。) を行っていることを証する書類

ウ 情報管理規程

エ 欠格事由に該当しないことを誓約する書面

オ 法人 (国及び地方公共団体を除く。) にあつては、役員の氏名、略歴等を示す書類

※ システムを使用して申請を行う場合であつて、ベース・レジストリによってア (ア) 及びオの事項を確認できるときは、これらの添付を省略できること。

- ④ 認定等の基準は次のとおりとする。 (第 19 条関係)

ア 犯罪事実確認を適切に実施するための体制は、次に掲げる措置の適切な実施を確保するための責任者が選任されていることとすること。

(ア) 犯罪事実確認を計画的かつ適切に実施するための業務の管理

(イ) 教育保育等従事者に対する犯罪事実確認の必要性、対象、手続等の事項に係る事前の

通知

(ウ) 交付を受けた犯罪事実確認書の確認

(エ) 犯罪事実確認を行う前に業務に従事させる場合の次の措置

a 法第 26 条第 2 項の必要な措置等について書面で説明すること。

b (3) ①の事情のいずれかに該当することを証する書類等を保存すること。

イ 児童対象性暴力等対処規程の基準は次のとおりとすること。

(ア) 防止措置が次に掲げる要件に適合すること。

a 早期把握及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報について適切な事実確認等を行うものであること。

b a の事実確認等の結果、犯罪事実確認の結果等に応じ、児童対象性暴力等を防止するために適切なものであること。

(イ) 調査並びに保護及び支援のための措置について、(2) ③及び④に掲げる事項を満たすものであること。

(ウ) 共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者にあつては、防止措置、調査並びに保護及び支援のための措置に係る役割分担を定めていること。

ウ 研修は次に掲げる事項を含み、かつ、座学と演習を組み合わせで行うものとする。

(ア) 従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項(児童対象性暴力等が生じる要因及びこどもの権利に関する事項を含む。)

(イ) 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲

(ウ) 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置

(エ) 相談、報告等を踏まえた対応

(オ) 被害児童等の保護及び支援

(カ) 犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応

(キ) 防止措置に係る基礎的事項

(ク) 厳格な情報管理の必要性

⑤ 認定事業者等に係る公表事項は次のとおりとすること。(第 21 条関係)

ア 認定等の年月日

イ フランチャイズチェーンの方式により、当該認定事業者等と異なる事業者が当該認定等事業と同一の事業を行っている場合には、その旨

⑥ 認定等の表示を付することができるものは次のとおりとすること。(第 22 条関係)

ア 認定等事業の用に供する物品

イ 認定等事業の広告

ウ 認定等事業の取引等に関する書類又は通信

エ 認定等事業を行う事業所

オ 認定等事業に関し、インターネットにより公衆の閲覧に供する情報

カ 認定等事業に関する労働者等の募集の用に供する広告又は文書

⑦ 認定事業者等に係る公表事項の変更の届出（第 23 条関係）

ア 法第 24 条第 1 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする
と。

（ア）認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表
者の氏名

（イ）認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

（ウ）変更事項及び変更の理由

（エ）変更年月日

イ 認定事業者等は、アの届出を行うに当たっては、その変更を証する法第 19 条第 4 項（法
第 21 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により提出した書類のうちいずれ
かをアの届出書に添付して提出するものとする。

ウ ア及びイの届出書及び書類の提出は、原則としてシステムを使用して行うものとする
こと。

エ 共同認定を受けた事業者がアの届出を行うに当たっては、双方の事業者がその内容を
確認し、及び合意しなければならないものとする。

⑧ 児童対象性暴力等対処規程及び情報管理規程の変更の届出事項等（第 24 条関係）

ア 法第 24 条第 3 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする
と。

（ア）認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者
の氏名

（イ）認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

（ウ）変更の内容（新旧の対照を明示すること。）及び変更の理由

（エ）変更後の児童対象性暴力等対処規程又は情報管理規程の実施予定日

イ ⑦のウ及びエは、法第 24 条第 3 項の届出について準用すること。

ウ 児童対象性暴力等対処規程又は情報管理措置の変更の届出を要しない軽微な変更は次
のとおりとすること。

（ア）児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている内容及び情報管理措置の内容
の実質的な変更を伴わないもの

（イ）児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項に係るものの以外の変更

（ウ）情報管理措置の水準を維持する変更であって、具体的な手法の変更にとどまるもの

（エ）情報管理措置の水準を向上させる変更

⑨ 犯罪事実確認の完了に係る届出の手續等（第 27 条関係）

ア 法第 26 条第 4 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとするこ

と。

(ア) 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

(ウ) 全ての認定時現職者の犯罪事実確認が完了した年月日

イ ⑦のウ及びエは、アの届出について準用すること。

⑩ 廃止の届出の手続等（第 30 条関係）

ア 法第 31 条第 1 項の届出は、次に掲げる場合に行うものとする。

(ア) 認定等に係る民間教育保育等事業を廃止することとした場合

(イ) 認定事業者等が認定等について辞退する場合

(ウ) 認定事業者等が行う、認定等に係る民間教育事業が法第 2 条第 5 項第 3 号の要件を満たさなくなる場合

イ 法第 31 条第 1 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(ア) 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 廃止しようとする認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

(ウ) 廃止の理由

(エ) 廃止しようとする年月日

ウ ⑦のウ及びエは、アの届出について準用すること。

(5) 情報管理措置関係

① 犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置は、管理責任者を設置し、及び犯罪事実確認記録等の管理に関する措置（以下「情報管理措置」という。）を定めた規程（以下「情報管理規程」という。）を定め、これを遵守すること並びに民間教育保育等事業者にあつては、その事業に従事する者を 2 人以上置くこととすること。（第 12 条第 1 項関係）

② 情報管理規程の記載事項は次のとおりとすること。（第 12 条第 2 項及び第 3 項関係）

ア 基本的事項 次の（ア）から（オ）までに掲げる事項

(ア) 犯罪事実確認記録等を取り扱う者の範囲を必要最小限とすること。

(イ) 犯罪事実確認書の内容の記録及び保存を極力避けるとともに、やむを得ず犯罪事実確認書の内容を記録し、又は保存する場合には、漏えい等（⑥ア及びイに規定する漏えい、滅失、毀損又は第三者への提供をいう。）のリスクに応じた情報管理措置を講ずること。

(ウ) 情報機器の種類、ネットワークの利用状況等に応じた情報管理措置を講ずること。

(エ) 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと。

(オ) 組織の長が情報管理の重要性を理解し、組織的に点検及び改善を実施すること。

イ 次に掲げる措置として内閣総理大臣が定めるもの

(ア) 組織的情報管理措置

(イ) 人的情報管理措置

(ウ) 物理的情報管理措置

(エ) 技術的情報管理措置

ウ 施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定を受けようとする事業者にあつては、ア及びイに加え、これらに係る役割分担の内容を記載しなければならないものとする。

③ 犯罪事実確認実施者等（法第 15 条に規定する犯罪事実確認実施者等をいう。⑦を除き、以下同じ。）は、当該情報管理規程に係る学校設置者等に係る事業において、初めて交付申請を行う前に、原則としてシステムを使用して、情報管理規程を内閣総理大臣に提出しなければならないものとする。（第 12 条第 4 項関係）

④ 施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設運営者が③の提出を行うに当たっては、双方の事業者が内容を確認し、及び合意しなければならないものとする。（第 12 条第 5 項関係）

⑤ 犯罪事実確認実施者等は、情報管理規程を変更するときは、あらかじめ、次に定める事項を記載した届出書により、原則としてシステムを使用して、内閣総理大臣に届け出なければならないものとする。ただし、軽微な変更として（４）⑧ウで定めるものについては、この限りではないこと。

ア 犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

イ 変更の内容（新旧の対照を明示すること。）及び変更の理由

ウ 変更後の情報管理規程の実施予定日

⑥ 情報の漏えい等の報告が必要な事態（第 13 条関係）

法第 13 条（法第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものは、次に掲げる事態とすること。

ア 犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態

イ 犯罪事実確認記録等が法第 12 条の規定に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態

ウ 特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、防止措置を講ずるために、当該者から取得した特定性犯罪事実に関

するより詳細な情報をいう。以下同じ。)(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態(アに定めるものを除く。)

⑦ 情報の漏えい等の報告の方法等(第14条関係)

ア 法第13条の報告は、イに掲げる事項のうち報告を行う時点で把握しているものについて、原則としてシステムを使用して行わなければならないこと(速報)。

イ 犯罪事実確認実施者等(法第11条に規定する犯罪事実確認実施者等をいう。以下この⑦において同じ。)及び認定事業者等は、アの報告に加え、⑥に定める事態が生じたことを知った日から起算して30日以内(当該事態が不正の目的による漏えい等(⑥アからウまでに規定する漏えい、滅失、毀損又は第三者への提供をいう。以下同じ。))である場合にあっては、60日以内)に、次に掲げる事項を、原則としてシステムを使用して報告しなければならないこと(確報)。

(ア) 事案の概要

(イ) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目

(ウ) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報に係る本人(犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。)の数

(エ) 事案が生じた原因

(オ) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(カ) 本人への対応の実施状況

(キ) 公表の実施状況

(ク) 再発防止のための措置

(ケ) アからクまでに定めるもののほか、参考となる事項

ウ 法第35条第4項第2号に係る犯罪事実確認記録等及び特定性犯罪事実関連情報に係る⑥に定める場合(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第26条第1項又は第68条第1項に規定する場合を除く。)には、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならないこと。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでないこと。

エ ウの通知を行う場合には、⑥に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、⑦イ(ア)、(イ)、(エ)、(オ)及び(ケ)の事項を通知しなければならないこと。

(6) 監督等

① 帳簿の記載事項等(第15条及び第28条関係)

ア 帳簿に記載する事項は、犯罪事実確認実施者等にあっては②ア(ア)―①及び(イ)に

掲げる事項とし、認定事業者等にあつては②ア（ア）－②及び（イ）に掲げる事項とすること。

イ 帳簿は、毎年度作成し、作成した日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならないこと。

② 定期報告の方法等（第16条及び第29条関係）

ア 犯罪事実確認実施者等は、次に掲げる事項のうち（ア）－①、（イ）から（オ）まで及び（キ）について、認定事業者等は、次に掲げる事項のうち（ア）－②から（オ）までについて内閣総理大臣に報告を行うものとする。

（ア）－① 報告を行う年の前年の5月1日から当該報告を行う年の4月30日（以下犯罪事実確認実施者等について「基準日」という。）までの間（以下犯罪事実確認実施者等について「報告対象期間」という。）に犯罪事実確認の対象とされた者（犯罪事実確認を行っていない施行時現職者を含む。）の一覧

（ア）－② 前回の報告に係る基準日（②に規定する期限日の属する月の前月の初日をいう。以下認定事業者等について同じ。）（初回の報告である場合にあつては、認定等を受けた日）の翌日から今回の報告に係る基準日までの間（以下認定事業者等について「報告対象期間」という。）に犯罪事実確認の対象とされた者（犯罪事実確認を行っていない認定時現職者を含む。）の一覧

（イ）（ア）－①又は（ア）－②の者それぞれについての次に掲げる事項

- a 基準日における離職の状況
- b 基準日において離職していない場合にあつては、基準日において教員等として従事しているか否かの別
- c 基準日において離職しておらず、教員等又は教育保育等従事者として従事している場合にあつては、基準日において従事する学校設置者等又は民間教育保育等事業の区分及びその従事する施設又は事業所の名称
- d 基準日において離職しておらず、教員等又は教育保育等従事者として従事している施行時現職者又は認定時現職者である場合であつて、基準日において当該者の犯罪事実確認が行われていない場合にあつては、その旨
- e 教員等又は教育保育等従事者としての従事開始年月日
- f 直近の犯罪事実確認が新規採用者、施行時現職者、認定時現職者又は改めて行う犯罪事実確認に係る者のいずれに対するものとして行われたものであるかの別
- g 直近に行われた犯罪事実確認の期限
- h 報告対象期間に交付された犯罪事実確認書の確認日（法第34条第2項に規定する確認日をいう。以下同じ。）及び受領日
- i 報告対象期間において、法第4条第2項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させたか否かの別
- j 報告対象期間において、法第4条第2項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等又は教育保育等従事者としてその本来の業務に従事させた場合にあつては、（3）

- ①アからコまでのいずれに該当したかの別及び法第 4 条第 2 項又は法第 26 条第 2 項に規定する必要な措置として講じた措置の内容
- (ウ) 基準日における犯罪事実確認実施者等の施設若しくは事業所ごと又は認定事業者等の民間教育保育等事業の区分ごとのイー①又はイー②の者の数及び犯罪事実確認の実施件数
- (エ) 基準日における犯罪事実確認実施者等の施設若しくは事業所ごと又は認定事業者等の民間教育保育等事業の区分ごとのイー①又はイー②の者のうち特定性犯罪事実該当者であって、対象業務に従事している者の数及び対象業務に従事していない者の数
- (オ) 犯罪事実確認実施者等の施設若しくは事業所ごと又は認定事業者等の民間教育保育等事業の区分ごとの、報告対象期間において犯罪事実確認を行う前にその業務に従事させた者の数 ((3) ①アからコまでのいずれに該当したかの別及び法第 4 条第 2 項又は法第 26 条第 2 項に規定する必要な措置として講じた措置の内容の別ごとの数を含む。)
- (カ) 民間教育保育等事業の区分ごと及び施設又は事業所ごとの安全確保措置の実施状況
- (キ) 学校設置者等の区分ごと又は民間教育保育等事業の区分ごとの情報管理措置の実施状況
- イ アの報告は、毎年、犯罪事実確認実施者等は 5 月 31 日までに、認定事業者等は期限日（認定等を受けた日から 1 年が経過する日の前日及びその後毎年同日に相当する日（応答する日がない場合にあっては、その前日）をいう。）までに行わなければならないものとする。
- ウ 犯罪事実確認を行う前に対象業務に従事させた者がいるときは、(3) ①アからコまでのいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならないものとする。
- エ (4) ⑦ウ及びエは、法第 13 条の報告について準用すること。

③ 犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認義務に違反した場合の公表事項は次のとおりとすること。(第 17 条関係)

- ア 犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- イ 犯罪事実確認実施者等の住所又は所在地
- ウ 違反のあった施設又は事業所の名称及び所在地
- エ 違反のあった学校等又は児童福祉事業の区分
- オ 犯罪事実確認実施者等が法第 4 条又は法第 10 条第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条のいずれの規定に違反しているかの別
- カ 違反の内容
- キ 違反に係る教員等の数

(7) その他

この内閣府令に規定する内閣総理大臣の権限は、こども家庭庁長官に委任することとすること。(第 37 条関係)

(8) 経過措置等

- ① (6) ①イの前段は、犯罪事実確認実施者等にあつては令和 10 年 3 月 31 日までの間、認定事業者等にあつては認定等を受けてから初回の基準日までの間、これを適用しないものとする。こと。(附則第 2 条関係)
- ② 令和 10 年 5 月 31 日までの間、犯罪事実確認実施者等が内閣総理大臣に対して行う報告については、報告対象期間の始期を「法の施行の日」とし、初回の報告は令和 10 年 5 月 31 日までにを行うものとする。こと。(附則第 3 条関係)
- ③ (3) ⑤カ及び(4) ②イの G ビズ ID の電子メールアドレスを取得することが困難である場合には、当分の間、記載を要しないものとする。こと。(附則第 4 条関係)
- ④ 国及び学校設置者等に係る事業の所轄庁は、法の施行の日前においても、学校設置者等が法の施行後システムを使用するために必要な準備行為を行うことができるものとする。こと。(附則第 5 条関係)

(9) 児童福祉法施行規則等の一部改正(附則第 6 条から第 11 条まで関係)

法附則第 8 条までによる改正後の児童福祉法(昭和 22 年法律第 64 号)の規定を踏まえ、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 16 号)、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)並びに乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 1 号)において、法に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用児童等と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童等に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を追加する改正を行うこととする。こと。

なお、児童等対象業務従事者は、法第 2 条第 4 項第 5 号から第 18 号までに掲げる教員等のうち当該事業又は施設に係るものをいうものであること。

(10) その他所要の規定の整備等を行うこと。

2 施行期日

この府令は、法の施行の日(令和 8 年 12 月 25 日)から施行すること。

第 4 幼保連携型認定こども園設備運営基準一部改正命令(別紙 4)

1 内容

法附則第9条による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定を踏まえ、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準において、法に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を追加する改正を行うこととすること。

なお、児童等対象業務従事者は、法第2条第4項第3号に掲げる教員等をいうものであること。

2 施行期日

この命令は令和8年12月25日から施行すること。

第5 認定こども園設備運営基準一部改正告示（別紙5）

1 内容

法附則第9条による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定を踏まえ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）において、法に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を追加する改正を行うこととすること。

なお、児童等対象業務従事者は、法第2条第4項第4号に掲げる教員等をいうものであること。

2 適用期日

この告示は、令和8年12月25日から適用すること。

第6 情報管理規程告示（別紙6）

1 主な内容

（1）施行規則第12条第2項第2号イの「組織的情報管理措置」として求められるものは次のとおりとすること。（第1項関係）

- ① 情報管理措置を講ずるための組織体制を整備すること。
- ② 犯罪事実確認記録等が適切に取り扱われるよう、情報管理規程を遵守し、及び犯罪事実確認記録等を取り扱う者に遵守させるために必要な措置をとること。
- ③ 犯罪事実確認書の内容を記録し、又は保存する場合には、その運用状況を事後的に確認

できるようにするため、犯罪事実確認記録等の取扱記録に記載する項目を整理し、当該項目に従って犯罪事実確認記録等に係る取扱いの記録を作成すること。

- ④ 漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備すること。
- ⑤ 犯罪事実確認記録等の取扱状況を把握し、情報管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むこと。

(2) 施行規則第12条第2項第2号ロの「人的情報管理措置」として求められるものは、犯罪事実確認記録等を取り扱う者に対する犯罪事実確認記録等の適正な取扱いについての周知及び必要な研修を行うこととする。(第2項関係)

(3) 施行規則第12条第2項第2号ハの「物理的情報管理措置」として求められるものは次のとおりとする。(第3項関係)

- ① 犯罪事実確認記録等を取り扱うサーバーやコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域及び犯罪事実確認記録等を取り扱う事務を行う区域について、それぞれ適切な管理を行うこと。
- ② 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器、電子媒体、書類等の盗難、紛失等を防止するために、適切な管理を行うこと。
- ③ 犯罪事実確認書の内容を記録し、又は保存する場合には、犯罪事実確認記録等が記録された電子媒体、書類等を持ち運ぶ場合の犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための方策を講ずること。
- ④ 犯罪事実確認記録等の廃棄若しくは消去をし、又は犯罪事実確認記録等が記録された機器、電子媒体等の廃棄をする場合には、復元不可能な手段で行うこと。

(4) 施行規則第12条第2項第2号ニの「技術的情報管理措置」として求められるものは次のとおりとする。(第4項関係)

- ① 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムにおいて、当該システムを使用する者が正当なアクセス権を有する者であることを識別し、当該識別した結果に基づき認証する機能を具備すること。
- ② 犯罪事実確認記録等を取り扱う者の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと。
- ③ 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムを、不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること。
- ④ 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムの使用に伴う犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること。

2 適用期日

この告示は、令和 8 年 12 月 25 日から適用すること。

第 7 認定マーク告示（別紙 7）

1 内容

法第 23 条第 1 項の規定に基づき内閣総理大臣が定める表示は、別紙 7 のとおりとすること。

2 施行期日

この告示は、令和 8 年 12 月 25 日から適用すること。

【連絡先】

第 1 から第 3 まで並びに第 6 及び第 7 について：
こども家庭庁支援局総務課こども性暴力防止法施行準備室
Email: kodomokatei.dbs@cfa.go.jp

第 4 及び第 5 について：
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係
Email: hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百三十九号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日は、令和八年十二月二十五日とする。

内閣総理大臣 高市 早苗
文部科学大臣 松本 洋平
厚生労働大臣 上野賢一郎

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百四十号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令

内閣は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第五項第三号二及び第七項第六号、第四条第二項及び第三項、第二十六条第二項及び第三項、第四十条並びに第四十二条並びに附則第五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（民間教育事業に係る従事者の人数の要件）

第一条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項第三号二の政令で定める人数は、三人とする。

（特定性犯罪に該当する条例で定める罪）

第二条 法第二条第七項第六号の政令で定める罪は、次に掲げる条例で定める罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとする。

- 一 北海道青少年健全育成条例（昭和三十年北海道条例第十七号）
- 二 北海道迷惑行為防止条例（昭和四十年北海道条例第三十四号）
- 三 青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年青森県条例第三十四号）
- 四 青森県迷惑行為等防止条例（平成十三年青森県条例第五号）
- 五 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和五十四年岩手県条例第三十五号）
- 六 公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成十一年岩手県条例第七十八号）

- 七 青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）
- 八 迷惑行為防止条例（昭和四十二年宮城県条例第二十九号）
- 九 秋田県迷惑行為防止条例（昭和三十一年秋田県条例第七十六号）
- 十 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）
- 十一 山形県青少年健全育成条例（昭和五十四年山形県条例第三十三号）
- 十二 山形県迷惑行為防止条例（平成二十四年山形県条例第四十七号）
- 十三 福島県青少年健全育成条例（昭和五十二年福島県条例第三十号）
- 十四 福島県迷惑行為等防止条例（平成十二年福島県条例第九十号）
- 十五 茨城県迷惑行為防止条例（平成十三年茨城県条例第三十四号）
- 十六 茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成二十一年茨城県条例第三十五号）
- 十七 栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成十四年栃木県条例第六十号）
- 十八 栃木県青少年健全育成条例（平成十八年栃木県条例第四十一号）
- 十九 群馬県迷惑行為防止条例（昭和三十八年群馬県条例第四十一号）
- 二十 群馬県青少年健全育成条例（平成十九年群馬県条例第十九号）
- 二十一 埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）
- 二十二 埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）
- 二十三 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第三十一号）
- 二十四 千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）
- 二十五 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第三百三十一号）
- 二十六 東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）
- 二十七 神奈川県青少年保護育成条例（昭和三十年神奈川県条例第一号）
- 二十八 神奈川県迷惑行為防止条例（昭和三十八年神奈川県条例第二十六号）
- 二十九 新潟県青少年健全育成条例（昭和五十二年新潟県条例第六号）
- 三十 新潟県迷惑行為等防止条例（平成十二年新潟県条例第五十二号）
- 三十一 富山県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年富山県条例第十七号）
- 三十二 富山県青少年健全育成条例（昭和五十二年富山県条例第四号）
- 三十三 石川県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年石川県条例第九号）
- 三十四 いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）
- 三十五 福井県迷惑行為等の防止に関する条例（昭和三十八年福井県条例第十三号）
- 三十六 福井県青少年愛護条例（昭和三十九年福井県条例第十五号）
- 三十七 山梨県迷惑行為防止条例（昭和三十八年山梨県条例第四十四号）
- 三十八 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）
- 三十九 長野県迷惑行為等防止条例（昭和三十九年長野県条例第八十六号）
- 四十 長野県子どもを性被害から守るための条例（平成二十八年長野県条例第三十一号）
- 四十一 岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）
- 四十二 岐阜県迷惑行為防止条例（昭和三十八年岐阜県条例第二十一号）
- 四十三 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和三十六年静岡県条例第五十五号）
- 四十四 静岡県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年静岡県条例第四十六号）
- 四十五 愛知県青少年保護育成条例（昭和三十六年愛知県条例第三十三号）
- 四十六 愛知県迷惑行為防止条例（昭和三十八年愛知県条例第四号）
- 四十七 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）

- 四十八 三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）
四十九 滋賀県迷惑行為防止条例（昭和三十八年滋賀県条例第三十六号）
五十 滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十二年滋賀県条例第四十号）
五十一 青少年の健全育成に関する条例（昭和五十六年京都府条例第二号）
五十二 京都府迷惑行為防止条例（平成十三年京都府条例第十七号）
五十三 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年大阪府条例第四十号）
五十四 大阪府青少年健全育成条例（昭和五十九年大阪府条例第四号）
五十五 青少年愛護条例（昭和三十八年兵庫県条例第十七号）
五十六 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年兵庫県条例第六十六号）
五十七 奈良県迷惑行為防止条例（昭和三十九年奈良県条例第五号）
五十八 奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年奈良県条例第十三号）
五十九 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年和歌山県条例第二十八号）
六十 和歌山県青少年健全育成条例（昭和五十三年和歌山県条例第三十六号）
六十一 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年鳥取県条例第二十二号）
六十二 鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年鳥取県条例第三十四号）
六十三 島根県青少年の健全育成に関する条例（昭和四十年島根県条例第二十一号）
六十四 島根県迷惑行為防止条例（平成十九年島根県条例第四十一号）
六十五 岡山県迷惑行為防止条例（昭和三十八年岡山県条例第四十号）
六十六 岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）
六十七 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年広島県条例第十五号）
六十八 広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二十二号）
六十九 山口県青少年健全育成条例（昭和三十二年山口県条例第三十七号）
七十 山口県迷惑行為防止条例（平成十二年山口県条例第四十七号）
七十一 徳島県迷惑行為防止条例（昭和三十九年徳島県条例第五十七号）
七十二 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）
七十三 香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）
七十四 香川県迷惑行為防止条例（昭和三十八年香川県条例第五十号）
七十五 愛媛県迷惑行為防止条例（昭和三十八年愛媛県条例第三十五号）
七十六 愛媛県青少年保護条例（昭和四十二年愛媛県条例第二十号）
七十七 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年高知県条例第二十五号）
七十八 高知県青少年保護育成条例（昭和五十二年高知県条例第三十二号）
七十九 福岡県迷惑行為防止条例（昭和三十九年福岡県条例第六十八号）
八十 福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）
八十一 佐賀県迷惑行為防止条例（昭和三十九年佐賀県条例第四十四号）
八十二 佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）
八十三 長崎県迷惑行為防止条例（昭和五十二年長崎県条例第五十九号）
八十四 長崎県青少年保護育成条例（昭和五十三年長崎県条例第十七号）
八十五 熊本県迷惑行為防止条例（昭和三十九年熊本県条例第五十八号）
八十六 熊本県青少年保護育成条例（昭和四十六年熊本県条例第三十号）

- 八十七 大分県迷惑行為防止条例（昭和四十年大分県条例第四十七号）
八十八 青少年の健全育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）
八十九 宮崎県における青少年の健全育成に関する条例（昭和五十二年宮崎県条例第二十七号）
九十 宮崎県迷惑行為防止条例（平成十一年宮崎県条例第七十四号）
九十一 鹿児島県青少年保護育成条例（昭和三十六年鹿児島県条例第六十五号）
九十二 公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例（平成十一年鹿児島県条例第四十二号）
九十三 沖縄県青少年保護育成条例（昭和四十七年沖縄県条例第十一号）
九十四 沖縄県迷惑行為防止条例（昭和五十年沖縄県条例第九号）
二 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる条例の規定のうち、同項に規定する罪を定めるものを公示するものとする。
三 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。
（学校設置者等に係る犯罪事実確認を行ういとまがない場合の猶予期間）
第三条 法第四十二条第二項の政令で定める期間は、三月（大規模な災害が発生した場合その他の犯罪事実確認が完了するまでに三月を超える期間を要することが見込まれる場合として内閣府令で定める場合にあつては、六月）とする。
（施行時現職者の犯罪事実確認の猶予期間）
第四条 法第四十二条第三項の政令で定める期間は、三年とする。
（認定事業者等に係る犯罪事実確認を行ういとまがない場合の猶予期間）
第五条 法第二十六条第二項の政令で定める期間は、三月（大規模な災害が発生した場合その他の犯罪事実確認が完了するまでに三月を超える期間を要することが見込まれる場合として内閣府令で定める場合にあつては、六月）とする。
（認定時現職者の犯罪事実確認の猶予期間）
第六条 法第二十六条第三項の政令で定める期間は、一年とする。
（手数料）
第七条 法第四十条の政令で定める手数料の額は、三万五千五百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六十一条の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあつては、三万円）とする。
（こども家庭庁長官に委任されない権限）
第八条 法第四十二条の政令で定める権限は、法第四十一条に規定する権限とする。
附則
（施行期日）
一 この政令は、法の施行の日（令和八年十二月二十五日）から施行する。
（条例で定められていた罪についての法の適用関係）
二 法第二条第七項（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして法の施行前に第二条第一項各号に掲げる条例で定められていた罪（法の施行の際現に当該条例で定められている罪を除く。）及び次に掲げる条例で定められていた罪は、法第二条第七項第六号に掲げる罪とみなす。
一 山形県迷惑行為防止条例による改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和四十六年山形県条例第三十四号）
二 茨城県青少年の健全育成等に関する条例による改正前の茨城県青少年のための環境整備条例（昭和三十七年茨城県条例第六十号）
三 栃木県青少年健全育成条例（平成十八年栃木県条例第四十一号）による改正前の栃木県青少年健全育成条例（昭和五十一年栃木県条例第三十九号）
四 群馬県青少年健全育成条例による改正前の群馬県青少年保護育成条例（昭和三十六年群馬県条例第二十八号）

五 いしかわ子ども総合条例附則第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の石川県
青少年健全育成条例（昭和五十三年石川県条例第三十六号）
六 島根県迷惑行為防止条例による改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に
関する条例（昭和三十八年島根県条例第三十四号）
3 第二条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する条例の規定のうち、同項の規定により法第二
条第七項第六号に掲げる罪とみなされる罪を定めるものについて準用する。

内閣総理大臣 高市 早苗

○内閣府令第百四号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和七年政令第四百四十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則

（法第二条第四項第一号ハの内閣府令で定める職員）

第一条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号。以下「法」という。）第二条第四項第一号ハの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十条第一項に規定する助手及び同条第二項に規定する技術職員

二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の三（同令第三十九条、第七十九条、第七十九条の八第一項、第四百四条第一項、第四百十三条第一項及び第四百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定するスクールカウンセラー

三 学校教育法施行規則第六十五条の六（同令第三十九条、第七十九条、第七十九条の八第一項、第四百四条第一項、第四百十三条第一項及び第四百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する特別支援教育支援員

四 学校教育法施行規則第七十八条の二（同令第七十九条の八第二項、第四百四条第一項、第四百十三条第一項並びに第四百三十五条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）に規定する部活動指導員

五 学校図書館法（昭和二十八年法律第八十五号）第六条第一項に規定する学校司書

六 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第七条第二項に規定する指導補助者

七 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十一条に規定する者及びこれに類する者（学校教育法第一百五十五条に規定する高等専門学校の職員であるものに限る。）のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等（法第二条第一項に規定する児童等をいう。以下同じ。）に接するもの（前各号に掲げる者を除く。）

（法第二条第四項第二号の内閣府令で定める職員）

第二条 法第二条第四項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 学校教育法施行規則第八十五条に規定する助手

二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十一条に規定する者に類する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等に接するもの（前号に掲げる者を除く。）

（法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定める職員）

第三条 法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定めるものは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第三条の三に規定する児童等対象業務従事者（同号イ及びロに掲げる者を除く。）とする。

（法第二条第五項第二号の内閣府令で定める事業）

第四条 法第二条第五項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百四十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を行う事業

二 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する普通課程の普通職業訓練（十八歳未満の者を専ら対象とするものに限る。）を行う事業

三 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第三十三条の二に規定する陸上自衛隊高等工科大学における自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を行う事業

（法第二条第五項第九号の内閣府令で定める施設）

第五条 法第二条第五項第九号の内閣府令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 学校教育法第二十九条に規定する小学校その他の学校施設

二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館その他の社会教育施設

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設

四 前各号に掲げるもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設

五 社会教育法第五条第二項に規定する地域学校協働活動の機会を提供する事業を行うことができる施設であつて、前各号に掲げる施設に類するもの

（法第四条第二項の内閣府令で定める事情）

第六条 法第四条第二項（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 学級数の増加等を理由として緊急に増員する必要が生じたこと又は予見することができない欠員が生じたことにより、短期間に教員等（法第二条第四項に規定する教員等をいう。以下同じ。）と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その本来の業務に従事させる必要があること。

二 前号に掲げる事情のほか、法第二条第三項に規定する学校設置者等、都道府県教育委員会又は施設等運営者（法第十条第一項に規定する施設等運営者をいう。以下同じ。）がある場合の学校設置者等及び施設等運営者（以下この条及び次条並びに附則第五条において単に「学校設置者等」という。）の責めに帰することができない事由により、短期間に教員等と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その本来の業務に従事させる必要があること。

三 国又は地方公共団体における予算の成立の時期が、学校設置者等において教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日に近接する場合その他の学校設置者等の責めに帰することができない事由により、他の事業者から当該学校設置者等への当該者の異動の決定等が、教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

四 国又は地方公共団体における予算の成立の時期が、学校設置者等において教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日に近接する場合その他の学校設置者等の責めに帰することができない事由により、同一の事業者内における当該者の配置換えの決定等が、教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

五 労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。第二十五条第五号において同じ。）及び請負契約その他の契約に基づき学校設置者等が教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について、学校設置者等の責めに帰することができない事由により当該契約の締結等に遅れが生じ、当該契約の締結等が、教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

六 新設合併（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）に規定する学校法人の新設合併又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十四条の五若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第二十八条に規定する新設合併をいう。）、会社法第二十三条第十号に規定する新設分割その他の事由により、現に行われている学校設置者等に係る事業を承継し、新たに学校設置者等となる者が、継続して当該事業を行うこととなること。

七 吸収合併（私立学校法に規定する学校法人の吸収合併又は社会福祉法第四十九条若しくは会社法第二十七条に規定する吸収合併をいう。第二十五条第七号において同じ。）、吸収分割（会社法第二十九条に規定する吸収分割をいう。第二十五条第七号において同じ。）、事業譲渡その他の事由により、別の学校設置者等が現に行っている学校設置者等に係る事業を承継し、継続して行う場合であって、当該承継する者の責めに帰することができない事由により、短期間で教員等をその本来の業務に従事させる必要があること。

八 学校設置者等に係る事業を新たに行う場合であって、当該事業に係る許可等の遅れその他の当該学校設置者等の責めに帰することができない事由により、許可等から実際に当該事業の運営を開始するまでの期間が十分に確保できないこと。

九 学校設置者等が、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認（法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。以下同じ。）を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請（法第三十三条第二項に規定する交付申請をいう。以下同じ。）を行ったにもかかわらず、当該者に当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認書（法第三十三条第一項に規定する犯罪事実確認書をいう。以下同じ。）の交付が受けられないこと。

十 前各号に掲げるもののほか、大規模な災害その他内閣総理大臣がやむを得ないと認める事情があること。
（令第三条の内閣府令で定める場合）

第七条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和七年政令第四百四十号。以下「令」という。）第三条の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 前条第一号から第五号までのいずれかに掲げる事情があることにより、法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等をその本来の業務に従事させていた学校設置者等が、当該業務に従事させた日から三月以内に犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該期間内に犯罪事実確認書の交付が受けられなかった場合

二 前条第六号から第十号までに掲げる事情がある場合
（法第五条第一項等の内閣府令で定める措置）

第八条 法第五条第一項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十条第一項第二号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 児童等の日常的な観察

二 児童等の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又は質問票の使用

三 前二号に掲げる措置を通じて児童対象性暴力等（法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）の疑いを把握した場合における適切な報告その他の適切な対応を確保するために事業者が講ずべき措置の具体的内容及び手順の策定並びにこれらの教員等、認定等（法第二十二条に規定する認定等をいう。以下同じ。）に係る教育保育等従事者（法第二十六条に規定する教育保育等従事者をいう。以下同じ。）、児童等及び児童等の保護者に対する周知
（法第五条第二項等の内閣府令で定める措置）

第九条 法第五条第二項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十条第一項第三号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 事業者における児童対象性暴力等に係る相談員の選任又は相談窓口の設置並びにこれらの児童等及び児童等の保護者に対する周知

二 児童対象性暴力等に係る外部の相談窓口の児童等及び児童等の保護者に対する周知
（法第七条第一項の調査の方法）

第十条 法第七条第一項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の調査は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 児童等の人権及び特性に配慮するとともに、その名譽及び尊厳を害しないよう注意して行うこと。

二 児童対象性暴力等を行った疑いがある教員等の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に実施すること。

三 事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等（関係機関並びに児童対象性暴力等の防止及び被害児童等（児童対象性暴力等を受けたと学校設置者等（法第二十一条第三項に規定する学校設置者等をいう。附則第五条を除き、以下同じ。）（施設等運営者がある場合にあっては、学校設置者等及び施設等運営者。次条において同じ。）が認める児童等をいう。次条において同じ。）の保護に関し知見を有する者その他の関係者をいう。）との適切な連携の下で行うこと。

(法第七条第二項の保護及び支援のための措置の目的及び方法)

第十一条 法第七条第二項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の保護及び支援は、被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 法第七条第二項の保護及び支援は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 被害児童等と当該児童対象性暴力等を行ったと学校設置者等が認める教員等との接触の回避その他の被害児童等の保護のための措置を講ずること。

二 事案の内容その他の事情に応じた支援機関等（児童対象性暴力等を受けた児童等を支援する機関等をいう。）の情報を被害児童等に提供すること。

三 被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。

（法第十一条等の内閣府令で定める措置）

第十二条 法第十一条及び第二十条第一項第六号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める措置は、管理責任者を設置し、及び犯罪事実確認記録等（法第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録等をいう。以下同じ。）の管理に関する措置（以下「情報管理措置」という。）に係る規程（以下「情報管理規程」という。）を定め、これを遵守すること並びに民間教育保育等事業者（法第二条第五項に規定する民間教育保育等事業者をいう。以下同じ。）にあつては、その事業に従事する者を二人以上置くこととする。

2 情報管理規程には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 基本的事項 次のイからホまでに掲げる事項

イ 犯罪事実確認記録等を取り扱う者の範囲を必要最小限とすること。

ロ 犯罪事実確認記録の内容の記録及び保存を極力避けるとともに、やむを得ず犯罪事実確認記録の内容を記録し、又は保存する場合には、漏えい等（次条第一号及び第二号に規定する漏えい、滅失若しくは毀損又は第三者への提供をいう。）のリスクに応じた情報管理措置を講ずること。

ハ 情報機器の種類、ネットワークの利用状況等に応じた情報管理措置を講ずること。

ニ 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じた必要な対応を行うこと。

ホ 組織の長が情報管理の重要性を理解し、組織的に点検及び改善を実施すること。

二 次に掲げる措置として内閣総理大臣が定めるもの

イ 組織的情報管理措置

ロ 人的情報管理措置

ハ 物理的情報管理措置

ニ 技術的情報管理措置

3 施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定（法第二十一条第一項に規定する共同認定をいう。以下同じ。）を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者（法第九条第一項に規定する事業運営者をいう。以下同じ。）にあつては、情報管理規程に、前項に定める事項に加え、同項各号に掲げる事項に係るそれぞれの役割分担を記載しなければならない。

4 犯罪事実確認実施者等（法第十五条第一項に規定する犯罪事実確認実施者等をいう。第十四条を除き、以下同じ。）は、当該情報管理規程に係る学校設置者等に係る事業において、初めて交付申請を行う前に、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該犯罪事実確認実施者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して、情報管理規程を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合は、電子情報処理組織を使用しないで当該提出を行うことができる。

5 施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者が前項の規定により情報管理規程の提出を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。

6 犯罪事実確認実施者等は、第四項の規定により提出した情報管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第二十四条第三項で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

一 犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容（新旧の対照を明示すること。）及び変更の理由

三 変更後の情報管理規程の実施予定日

7 前項の届出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該届出をしようとする犯罪事実確認実施者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

8 施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者が第六項の規定により届出を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。

（法第十三条の報告が必要な事態）

第十三条 法第十三条（法第二十七条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の内閣府令で定めるものは、次に掲げる事態とする。

一 犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 犯罪事実確認記録等が法第十二条（法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態

三 特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者（法第二条第八項に規定する特定性犯罪事実該当者をいう。以下同じ。）であることが確認された者について、法第六条（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する措置又は法第二十六条第七項に規定する防止措置を講ずるために当該者から取得した、特定性犯罪事実に関するより詳細な情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）をいう。次条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（第一号に掲げるものを除く。）

(法第十三条の報告の内容及び方法)

第十四条 法第十三条の規定による報告は、次項各号に掲げる事項のうち報告を行う時点で把握しているものについて行わなければならない。
2 犯罪事実確認実施者等(法第十一条に規定する犯罪事実確認実施者等をいう。以下この条において同じ。)又は認定事業者等(法第二十二條第一号に規定する認定事業者等をいう。以下同じ。)は、前項の報告に加え、前条各号に掲げる事態を知った日から起算して三十日以内(不正の目的をもって行われたおそれがある当該犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等に対する行為による犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の漏えい等(前条各号に規定する漏えい、滅失若しくは毀損又は第三者への提供をいう。以下この条において同じ。)である場合にあつては、六十日以内)に、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目

三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報に係る本人(犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報によって識別される特定の個人をいう。以下この条において同じ。)の数

四 原因

五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

六 本人への対応の実施状況

七 公表の実施状況

八 再発防止のための措置

九 その他参考となる事項

3 前二項の報告は、電子情報処理組織(こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該報告をしようとする犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないことができると認められる場合は、この限りでない。

4 法第三十五条第四項第二号の場合に係る犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報に係る前条各号に掲げる事態(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二十六条第一項又は第六十八条第一項に規定する事態を除く。)が生じた場合にあつては、犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等は、本人に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等は、前項の規定による通知をする場合には、前条各号に掲げる事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に掲げる事項を通知しなければならない。

(法第十五条第一項の帳簿の記載事項等)

第十五条 法第十五条第一項の帳簿に記載する事項は、次条第一項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2 前項の帳簿は、毎年度作成しなければならない。

3 第一項の帳簿は、作成した日の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

(法第十五条第二項の定期報告)

第十六条 法第十五条第二項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告を行う年の前年の五月一日から当該報告を行う年の四月三十日(以下この項において「基準日」という。)までの間(以下この項において「報告対象期間」という。)に法第四条(法第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による犯罪事実確認の対象とされた者(法第四条第三項の規定による犯罪事実確認を行っていない同条第一項の施行時現職者(以下「施行時現職者」という。)を含む。)の一覧

二 前号の者のそれぞれについて、次に掲げる事項

イ 基準日における離職の状況

ロ 基準日において離職していない場合にあつては、当該基準日において教員等としてその本来の業務に従事しているか否かの別

ハ 基準日において離職しておらず、教員等として従事している場合にあつては、当該基準日において従事する学校設置者等の区分(法第二条第三項各号に掲げる学校設置者等の別をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び従事する施設又は事業所の名称

ニ 基準日において離職しておらず、教員等として従事している施行時現職者であつて、当該基準日において当該施行時現職者の犯罪事実確認が行われていないときは、その旨

ホ 教員等としてのその本来の業務の従事開始年月日(教員等としてその本来の業務への従事を開始していない場合にあつては、従事開始予定日)

ヘ 報告対象期間に犯罪事実確認が行われた場合にあつては、当該犯罪事実確認が法第四条第一項若しくは第二項、第三項又は第四項のいずれの規定に基づき行われたものであるかの別

ト 犯罪事実確認の期限

チ 報告対象期間に犯罪事実確認が行われた場合にあつては、交付された犯罪事実確認書の確認日(法第三十四条第二項に規定する確認日をいう。第二十九条において同じ。)及び受領日

リ 報告対象期間において、法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させたか否かの別

ヌ 報告対象期間において、法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させた場合にあつては、第六条各号のいずれに該当したかの別及び法第四条第二項に規定する必要な措置として講ずる措置の内容

三 基準日における施設又は事業所ごとの第一号に掲げる者の数及び犯罪事実確認の実施件数（基準日において教員等としてその本来の業務に従事している者に係るものに限り。）
四 基準日における施設又は事業所ごとの第一号に掲げる者のうち、特定性犯罪事実該当者であつて、教員等としてその本来の業務に従事している者の数及び当該業務に従事していない者の数
五 施設又は事業所ごとの、報告対象期間において法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させた者の数（第六条各号のいずれに該当したかの別及び第二号又の措置の内容の別ごとの数を含む。）
六 学校設置者等の区分ごとの情報管理措置の実施状況
七 前項の報告は、毎年、五月三十一日までにしなければならない。

三 犯罪事実確認実施者等は、法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させた者があるときは、第六条各号のいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならない。

四 第一項の報告は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該報告をしようとする犯罪事実確認実施者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該報告を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

五 施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者が第一項の規定により報告を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。

第十七条 法第十七条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 犯罪事実確認実施者等が法人である場合にあっては、その代表者の氏名

二 犯罪事実確認実施者等の住所又は所在地

三 違反があつた施設又は事業所の名称及び所在地

四 違反があつた学校設置者等の区分

五 犯罪事実確認実施者等が法第四条又は法第十条第一項の規定により読み替えて適用する法第四条のいずれの規定に違反しているかの別

六 違反の内容

七 違反に係る教員等の数

（法第十九条第三項の申請書の提出方法等）

第十八条 法第十九条第三項の規定による申請書の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該申請書を提出しようとする民間教育保育等事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申請書の提出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

二 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請書の提出を行う場合であつて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する国の公的基礎情報データベースを使用する方法により第四項第一号イ及び同項第五号に掲げる書類に係る事項をこども家庭庁の使用に係る電子計算機において確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

三 法第十九条第三項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業（法第二条第五項に規定する民間教育保育等事業をいう。以下同じ。）（事業運営者が管理する事業所において行われるものを除く。）に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると認証するための情報システムであつて、デジタル庁が整備及び管理を一元的に行うものをいう。以下同じ。）の利用における当該民間教育保育等事業者の識別のために用いられる電子メールアドレス

三 フランチャイズチェーンの方式（特定の商標、商号その他の表示を使用させ、及び経営に関する指導等を行うこと並びにこれらの対価の支払い等を内容とする定型的な約款に基づく事業の方法をいう。以下同じ。）により、当該民間教育保育等事業者と異なる事業者が第一号の民間教育保育等事業と同一の事業を行っている場合にあっては、その旨

四 法第十九条第四項第五号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該民間教育保育等事業者が次のイからハまでに該当する場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類

イ 法人（国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項及び第二十条において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この項及び第二十条において同じ。）、及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項及び第二十条において同じ。）を除く。） 定款及び登記事項証明書

ロ 人格のない社団又は財団 定款に準ずる書類及び登記事項証明書に準ずる書類

ハ 個人 住民票の写し

二 民間教育保育等事業（民間教育保育等事業者が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合にあっては、民間教育事業（法第二条第五項第三号に規定する民間教育事業をいう。以下同じ。）に限る。）を行つていることを証する書類

三 情報管理規程

四 法第二十条第二項各号に該当しないことを誓約する書面

五 当該民間教育保育等事業者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合にあっては、役員の名、略歴等を示す書類

(認定等の基準)

第十九条 法第二十条第一項第一号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める体制は、次に掲げる措置の適切な実施を確保するための責任者が選任されていることとする。

一 犯罪事実確認を計画的かつ適切に実施するための業務の管理

二 教育保育等従事者に対する犯罪事実確認の必要性、対象、手続等の事項に係る事前の通知

三 交付を受けた犯罪事実確認書の確認

四 法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させる者がある場合における次に掲げる措置

イ 法第二十六条第二項の必要な措置等について、当該者に対し書面により説明すること。

ロ 第二十五条各号のいずれかに該当することを証する書類等を保存すること。

2 法第二十条第一項第四号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）が次に掲げる要件に適合すること。

一 法第二十条第一項第四号イに規定する防止措置（第三項第七号において同じ。）が次に掲げる要件に適合すること。

ロ イの事実確認等の結果、犯罪事実確認の結果等に応じ、児童対象性暴力等を防止するために適切な事実確認等を行うものであること。

二 法第二十条第一項第四号ロ及びハに規定する措置が、第十条及び第十一条に定める事項を満たすものであること。この場合において、第十条各号列記以外の部分中「第七条第一項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは「第二十条第一項第四号ロ」と、同条第二号中「教員等」とあるのは「認定等に係る教育保育等従事者」と、同条第三号中「学校設置者等（法第二十条第三項に規定する学校設置者等を含む。）とあるのは「第二十条第一項第四号ロ」と、同条第二号中「施設等運営者がある場合にあつては、学校設置者等及び施設等運営者。次条において同じ。」とあるのは「認定事業者等」と、第十一条第一項中「第七条第二項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）次項において同じ。」とあるのは「第二十条第一項第四号ハ」と、同条第二項各号列記以外の部分中「第七条第二項」とあるのは「第二十条第一項第四号ハ」と、同項第一号中「学校設置者等」とあるのは「認定事業者等」と、教員等」とあるのは「認定等に係る教育保育等従事者」と読み替えるものとする。

三 共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者にあつては、法第二十条第一項第四号イからハまでに規定する措置に係るそれぞれの役割分担を定めていること。

3 法第二十条第一項第五号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）第二十九条において同じ。）の内閣府令で定める研修は、次に掲げる事項を含み、かつ、座学と演習を組み合わせて行う研修とする。

一 教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因及びこどもの権利に関する事項を含む。）

二 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながら得る不適切な行為の範囲

三 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながら得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置

四 相談、報告等を踏まえた対応

五 被害児童等（児童対象性暴力等を受けたと認定事業者等が認める児童等をいう。）の保護及び支援

六 犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応

七 防止措置に係る基礎的事項

八 厳格な情報管理の必要性

（共同認定の申請書の提出方法等）

第二十條 法第二十一条第三項において準用する法第十九条第三項の規定による申請書の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該申請書を提出しようとする民間教育保育等事業者又は事業運営者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申請書の提出を行うことができる場合、この限りでない。

第十八条第二項の規定は、前項の申請書の提出について準用する。

3 共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者が第一項の申請書の提出を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。

4 法第二十一条第三項において準用する法第十九条第三項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれにおいて、当該民間教育保育等事業者及び事業運営者が行う民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの人数

二 法人共通認証基盤の利用における当該民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの識別のために用いられる電子メールアドレス

三 フランチャイズチェーンの方式により、当該民間教育保育等事業者及び事業運営者と異なる事業者が第一号の民間教育保育等事業と同一の事業を行っている場合にあつては、その旨

5 法第二十一条第三項において準用する法第十九条第四項第五号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれについて、次のイからハまでに該当する場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類

イ 法人（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人を除く。）定款及び登記事項証明書

ロ 人格のない社団又は財団 定款に準ずる書類及び登記事項証明書に準ずる書類

ハ 個人 住民票の写し

二 民間教育保育等事業（民間教育保育等事業者又は事業運営者が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合にあっては、民間教育事業に限る。）を行つてゐることを証する書類

三 情報管理規程

四 当該民間教育保育等事業者及び事業運営者それぞれの法第二十条第二項各号に該当しないことを誓約する書面

五 当該民間教育保育等事業者又は事業運営者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合にあっては、役員の名、略歴等を示す書類

（法第二十二條第五号の内閣府令で定める事項）

第二十一條 法第二十二條第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定等の年月日

二 フランチャイズチェーンの方式により、当該認定事業者等と異なる事業者が当該認定等事業（法第二十二條第二号に規定する認定等事業をいう。以下同じ。）と同一の事業を行つてゐる場合にあっては、その旨

（法第二十三條第一項の内閣府令で定めるもの）

第二十二條 法第二十三條第一項の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。

一 認定等事業の用に供する物品

二 認定等事業の広告

三 認定等事業の取引等に関する書類又は通信

四 認定等事業を行う事業所

五 認定等事業に関する、インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報

六 認定等事業に関する労働者等の募集の用に供する広告又は文書

（法第二十四條第一項の届出事項等）

第二十三條 法第二十四條第一項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

一 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分（法第二條第五項各号に掲げる事業の別をいう。以下同じ。）

三 変更事項及び変更の理由

四 変更年月日

二 前項の届出書には、その変更を証する法第十九條第四項（法第二十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出した書類のうちいずれかを添付して提出するものとする。

三 前二項の届出書及び書類の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該提出をしようとする認定事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、

電子情報処理組織を使用しないで当該提出をすることができると認められる場合は、この限りでない。

四 共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者が法第二十四條第一項の規定により届出を行うに当たつては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。

（法第二十四條第三項の届出事項等）

第二十四條 法第二十四條第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

一 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

三 変更の内容（新旧の対照を明示すること）及び変更の理由

四 変更後の児童対象性暴力等対処規程（法第二十条第一項第四号に規定する児童対象性暴力等対処規程をいう。第二十九條において同じ。）又は情報管理規程の実施予定日

二 前条第三項及び第四項の規定は、法第二十四條第三項の届出について準用する。

三 法第二十四條第三項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第二十条第一項第四号の規定により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている内容及び情報管理措置の内容の実質的な変更を伴わないもの

二 法第二十条第一項第四号の規定により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項に係る変更以外の変更

三 情報管理措置の水準を維持する変更であつて、具体的な手法の変更にとどまるもの

四 情報管理措置の水準を向上させる変更

（法第二十六條第二項の内閣府令で定める事情）

第二十五條 法第二十六條第二項の内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 予見することができない欠員が生じたことにより、短期間に認定等に係る教育保育等従事者と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その業務に従事させる必要があること。

二 前号に掲げる事情のほか、認定事業者等の責めに帰することができない事由により、短期間に認定等に係る教育保育等従事者と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その業務に従事させる必要があること。

三 認定事業者等の責めに帰することができない事由により、他の事業者から当該認定事業者等への異動の決定等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

四 認定事業者等の責めに帰することができない事由により、同一の事業者内における配置換えの決定等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

五 労働者派遣契約及び請負契約その他の契約に基づき認定事業者等が認定等に係る教育保育等従事者として従事させようとする者について、認定事業者等の責めに帰することができない事由により当該契約の締結等に遅れが生じ、当該契約の締結等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

六 社会福祉法第五十四条の五に規定する新設合併その他の事由により、現に行われている認定等事業を承継し、新たに認定事業者等となる者が、継続して当該認定等事業を行うこととなること。

七 吸収合併、吸収分割、事業譲渡その他の事由により、別の認定事業者等が現に行っている認定等事業を承継し、継続して行う場合であつて、当該承継する者の責めに帰することができない事由により、短期間で認定等に係る教育保育等従事者をその業務に従事させる必要があること。

八 認定事業者等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該者に当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認書の交付が受けられないこと。

九 前各号に掲げるもののほか、大規模な災害その他内閣総理大臣がやむを得ないと認める事情があること。

(令第五条の内閣府令で定める場合)

第二十六条 令第五条の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 前条第一号から第五号までのいずれかに掲げる事情があることにより、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者をその業務に従事させていた認定事業者等が、当該業務に従事させた日から三月以内に犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該期間内に犯罪事実確認書の交付が受けられなかった場合

二 前条第六号から第九号までに掲げる事情がある場合

(法第二十六条第四項の届出事項等)

第二十七条 法第二十六条第四項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

一 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

三 全ての認定時現職者（法第二十六条第一項に規定する認定時現職者をいう。第二十九条及び第三十二条において同じ。）の犯罪事実確認が完了した年月日

2 第二十三条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

(法第二十八条第一項の帳簿の記載事項)

第二十八条 法第二十八条第一項の帳簿に記載する事項は、次条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の帳簿について準用する。

(法第二十八条第二項の定期報告)

第二十九条 法第二十八条第二項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 法第二十八条第二項の規定による前回の報告に係る基準日（次項に規定する期限日の属する月の前月の初日をいう。以下この項及び附則第二条において同じ。）（初回の報告である場合にあつては、認定等を受けた日）の翌日から今回の報告に係る基準日までの間（以下この項において「報告対象期間」という。）に法第二十六条第一項から第三項まで又は第六項の規定による犯罪事実確認の対象とされた者（法第二十六条第三項の規定による犯罪事実確認を行っていない認定時現職者を含む。）の一覧

二 前号の者のそれぞれについて、次に掲げる事項

イ 基準日における離職の状況

ロ 基準日において離職していない場合にあつては、当該基準日において認定等に係る教育保育等従事者として従事しているか否かの別

ハ 基準日において離職しておらず、認定等に係る教育保育等従事者として従事している場合にあつては、当該基準日において従事する民間教育保育等事業の区分及び施設又は事業所の名称

ニ 基準日において離職しておらず、認定等に係る教育保育等従事者として従事している認定時現職者であつて、当該基準日において当該認定時現職者の犯罪事実確認が行われていないときは、その旨

ホ 認定等に係る教育保育等従事者としてのその業務の従事開始年月日（認定等に係る教育保育等従事者としてその業務への従事を開始していない場合にあつては、従事開始予定日）

ヘ 報告対象期間に犯罪事実確認が行われた場合にあつては、当該犯罪事実確認が法第二十六条第一項若しくは第二項、第三項又は第六項のいずれの規定に基づき行われたものであるかの別

ト 犯罪事実確認の期限

チ 報告対象期間に犯罪事実確認が行われた場合にあつては、交付された犯罪事実確認書の確認日及び受領日

リ 報告対象期間において、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させたか否かの別

ヌ 報告対象期間において、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させた場合にあつては、第二十五条各号のいずれに該当したかの別及び法第二十六条第二項に規定する必要な措置として講ずる措置の内容

三 基準日における認定等に係る民間教育保育等事業の区分ごとの第一号に掲げる者の数及び犯罪事実確認の実施件数（基準日において認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事している者に係るものに限る。）

四 基準日における認定等に係る民間教育保育等事業の区分ごとの第一号に掲げる者のうち、特定性犯罪事実該当者であつて、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事している者の数及び当該業務に従事していない者の数

五 認定等に係る民間教育保育等事業の区分ごとの、報告対象期間において法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させた者の数（第二十五条各号のいずれに該当したかの別及び第二号又の措置の内容の別ごとの数を含む。）

六 民間教育保育等事業の区分ごと及び施設又は事業所ごとの、法第二十条第一項第二号、第三号及び第五号に規定する措置並びに児童対象性暴力等対処規程に定める法第二十条第一項第四号イからハまでに掲げる措置の実施状況

七 民間教育保育等事業の区分ごとの情報管理措置の実施状況

2 前項の報告は、毎年、期限日（認定等を受けた日から一年が経過する日の前日及びその後毎年同日に該当する日（応当する日がない場合にあつては、その前日）をいう。）までにしなければならない。認定事業者等は、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させた者があるときは、第二十五条各号のいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならない。

4 第二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の報告について準用する。

（法第三十一条第一項の届出）

第三十条 法第三十一条第一項の規定による届出は、次に掲げる場合に行うものとする。

一 認定等に係る民間教育保育等事業を廃止することとした場合

二 認定事業者等が認定等について辞退する場合

三 認定事業者等が行う認定等に係る民間教育事業が法第二条第五項第三号の要件を満たさなくなる場合

2 前項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

一 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 廃止しようとする認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

三 廃止の理由

四 廃止しようとする年月日

3 第二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の届出について準用する。

（交付申請の方法等）

第三十一条 交付申請は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と法第三十三条の規定に基づき当該交付申請をしようとする対象事業者（法第三十三条第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該交付申請をすることができると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により対象事業者が電子情報処理組織を使用して交付申請を行う場合にあつては、当該対象事業者の担当者に係る利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書（同法第二十二条第一項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法により、当該電子情報処理組織を使用するものとする。ただし、当該対象事業者の担当者が個人番号カード利用者証明用電子証明書（同法第二十二条第一項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行の申請を行っていない等の理由により利用者証明用電子証明書を送信することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

3 法第四条第三項（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による犯罪事実確認に係る交付申請については、こども家庭庁支援局長が定めるところにより、同項の期間を分割して行うものとする。

（法第三十三条第三項第七号の内閣府令で定める事項）

第三十二条 法第三十三条第三項第七号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請従事者（法第三十三条第二項に規定する申請従事者をいう。以下同じ。）が次のいずれに該当するかの別

イ 法第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は法第二十六条第一項若しくは第二項の規定による犯罪事実確認に係る者

ロ 施行時現職者

ハ 認定時現職者

二 法第四条第四項（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は法第二十六条第六項の規定による犯罪事実確認に係る者

二 申請従事者が法第四条第二項又は第二十六条第二項の規定による犯罪事実確認に係る者である場合にあつては、その旨、第六条各号又は第二十五条各号のいずれに該当するかの別及び法第四条第二項又は第二十六条第二項に規定する必要な措置として講ずる措置の内容

三 申請従事者（児童福祉事業又は認定等事業に係る者に限る。）が従事する施設又は事業所の名称及び所在地

四 申請従事者が既に教員等又は認定等に係る教育保育等従事者の業務に従事している場合にあっては、従事開始年月日

五 申請従事者が法第九条第一項に規定する児童虐待防止関係職員である場合にあっては、その旨

六 法人共通証基盤の利用における対象事業者の識別のために用いられる電子メールアドレス

七 交付申請が電子情報処理組織を使用しないで行われる場合にあっては、犯罪事実確認書を送付する名宛人の氏名

(法第三十三条第五項の申請従事者による書面等の提出)

第三十三条 法第三十三条第五項の書面及び書類の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該提出をしようとする申請従事者（第三項の規定により当該書面の提出を対象事業者を経由して行うとき及び法第三十三条第七項の規定により当該書類の提出を対象事業者を経由して行うとき）にあっては、当該対象事業者）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しない当該提出をすることができると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により申請従事者又は対象事業者が電子情報処理組織を使用し、書面又は書類の提出を行う場合にあっては、当該申請従事者又は対象事業者の担当者の利用者が証明用電子証明書を送信する方法により、当該電子情報処理組織を使用するものとする。ただし、当該申請従事者又は対象事業者の担当者が個人番号カード利用用電子証明書の発行の申請を行っていない等の理由により利用用電子証明書を送信することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

3 申請従事者が法第三十三条第五項の規定による申請対象者情報記載した書面の提出を対象事業者を経由して行うことを希望するときは、当該対象事業者は、これを拒んではならない。

4 法第三十三条第五項第一号イの内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 氏名（変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更の年月日を含む。）

二 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第二項に規定する氏名の振り仮名（変更があった者については、変更前の全ての振り仮名及び変更の年月日を含む、法第三十三条第五項第一号イに規定する書類に記載され、又は記録されたものに限る。）

三 出生の年月日

四 本籍（変更があった者にあつては、変更前の全ての本籍及び変更の年月日を含む。）

五 戸籍に入つた原因及び年月日

六 実父母の氏名及び実父母との続柄

5 法第三十三条第五項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 在留カード、住民票又は旅券等の写し

二 氏名、国籍、性別又は生年月日の変更があつた者にあつては、その国籍の属する国における当該変更を証する戸籍に相当する書類

三 氏名、国籍、性別又は生年月日の変更がない者にあつては、その旨を証し、又は誓約する書類

四 出入国に係る履歴、法第三十三条第五項の規定により提出する氏名（変更前の全ての氏名を含む。）を片仮名及びローマ字で表記したものと並びに二以上の国籍を有するか否かを記載した書類

五 前号に規定する書類を提出したことがある者であつて、直近に行つた交付申請から同号に規定する書類の内容に変更がないものにあつては、その旨を証し、又は誓約する書類

6 申請従事者は、戸籍法第二百二十条の第三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を内閣総理大臣に提供することにより、法第三十三条第五項の規定による同項第一号に掲げる書類の提出を行うものとする。ただし、戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を取得することができない場合には、この限りでない。

7 法第三十三条第六項の内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 申請従事者が日本の国籍を有する場合 最新の内容が記載された法第三十三条第五項第一号イに掲げる書類

二 申請従事者が日本の国籍を有しない場合 次に掲げる書類

イ 直近に行つた交付申請から三月以上経過している場合には、最新の内容が記載された第五項第一号に掲げる書類

ロ 直近に行つた交付申請から第五項第二号から第五号までに掲げる書類に記載された内容に変更があつた者にあつては、変更後の内容が記載された当該書類

ハ 直近に行つた交付申請から第五項第二号から第五号までに掲げる書類に記載された内容に変更がない者にあつては、その旨を証し、又は誓約する書類

(犯罪事実確認書の様式)

第三十四条 法第三十五条第六項の犯罪事実確認書の様式は、様式第一号による。

(訂正請求に係る通知の到達時期)

第三十五条 法第三十五条第五項の規定による通知は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と通知先の申請従事者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う場合にあっては、当該電子情報処理組織に申請従事者が閲覧することができる状態で記録された時に当該申請従事者に到達したものとみなす。

(犯罪事実確認書管理簿の様式等)

第三十六条 法第三十六条第二項の犯罪事実確認書管理簿の様式は、様式第二号による。

2 犯罪事実確認書管理簿の作成は、必要な事項を電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と必要な事項を記録する事務を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）に記録する方法により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しない当該作成をすることができると認められる場合は、この限りでない。

3 前項の規定による記録は電子情報処理組織を使用して、当該記録の事務を行う者に係る利用用電子証明書を送信する方法により行うものとする。ただし、当該者が個人番号カード利用用電子証明用電子証明書の発行の申請を行っていない等の理由により利用用電子証明書を送信することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

(権限の委任)

第三十七条 内閣総理大臣は、この府令に規定する内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、法の施行の日（令和八年十二月二十五日）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(帳簿に係る経過措置)

第二条 第十五条第二項の規定は、この府令の施行の日から令和十年三月三十一日までの間、第二十八条第二項において準用する第十五条第二項の規定は、認定事業者等が認定等を受けてから初回の基準日までの間、適用しない。

(報告に係る経過措置)

第三条 この府令の施行の日から令和十年五月三十一日までの間、第十六条第一項第一号中「報告を行う年の前年の五月一日」とあるのは「法の施行の日」と、同条第二項中「毎年」とあるのは「令和十年」と読み替えるものとする。

(申請等に係る経過措置)

第四条 認定を受けようとする民間教育保育等事業者、共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者又は対象事業者（以下この条において「事業者」という。）において、法人共通認証基盤を利用することが困難である場合には、当分の間、第十八条第三項第二号、第二十条第四項第二号及び第三十二条第六号の規定にかかわらず、当該事業者は、法人共通認証基盤の利用における事業者の識別のために用いられる電子メールアドレスの記載を要しないものとする。

(電子情報処理組織の使用に関する準備行為)

第五条 国及び学校設置者等に係る事業の所轄庁は、法の施行の日前においても、学校設置者等が法の施行後第三十一条第一項に規定する電子情報処理組織を使用するために必要な準備行為を行うことができる。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第六条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(児童対象性暴力等の防止) 第五条の二 都道府県知事は、法第十二条第七項の規定に基づき、児童相談所における児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等という。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。		第五条の二 削除 第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。	
都道府県内 指定都市内及び児童相談所設置市内		都道府県内 指定都市内及び児童相談所設置市内	

第五条の二		都道府県知事		指定都市の市長及び児童相談所設置市の長	
略		当該都道府県		当該指定都市及び児童相談所設置市	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。					
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正） 七条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。					
改	正	後	後	改	正
（趣旨） 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 「一・二 略」 三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条の三、第六条の四、第九条、第九条の二、第九 条の四、第九条の五、第十条第三項、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号 （調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二 条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第三十条第一項において準用する場合を含む。）、及び 第五号（調理室に係る部分に限る。）、第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三 十二条の二（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第四十一条第一 号（調理室に係る部分に限る。）、（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十 八条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（給食施設に係る部分に限る。）、 第六十二条第一項（調理室に係る部分に限る。）並びに第七十二条第一号（調理室に係る部分 に限る。）の規定による基準 四 略 「2・3 略」 （児童対象性暴力等の防止） 第九条の五 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、 児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項におい て準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等 及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において 同じ。）を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童 等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある 環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する 犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。			（趣旨） 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の 内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、そ れぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 「一・二 同上」 三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条 例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条の三、第六条の四、第九条、第九条の二、第九 条の四、第十条第三項、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係 る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調 理室に係る部分に限る。）、第三十条第一項において準用する場合を含む。）、及び第五号（調 理室に係る部分に限る。）、第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条の二 （第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第四十一条第一号（調理室 に係る部分に限る。）、（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八 条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（給食施設に係る部分に限る。）、 第六十二条第一項（調理室に係る部分に限る。）並びに第七十二条第一号（調理室に係る部分 に限る。）の規定による基準 四 「同上」 「2・3 同上」 「条を加える。」		
備考 表中の「」の記載は注記である。					

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
第八條 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

〔一〇九 略〕

十 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第二項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二及び第七十一条の六において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十五条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十六条（第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十七条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び第五十二条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による基準

〔十一・十二 略〕

（児童対象性暴力等の防止）

第四十六條 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第五十四條の九 第四条、第七条及び第四節（第十一条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

〔一〇九 同上〕

十 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第二項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二及び第七十一条の六において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十五条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十七条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び第五十二条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による基準

〔十一・十二 同上〕

第四十六條 削除

（準用）

第五十四條の九 第四条、第七条及び第四節（第十一条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(準用)

第七十一条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項」とあるのは「いう。第七十一條において準用する第三十七條第六号」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十條」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十條第二項」と、第二十六條第一項、第二十七條及び第五十四條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十一条の二 第七條、第八條、第十二條から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條の四まで、第六十五條及び第七十條の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第七十一条の十四 第十二條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條（第六項及び第七項を除く。）、第二十六條の二、第二十七條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十八條の二、第四十條の二、第四十條の三第一項、第四十一條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十一條の十三」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十一條の十二」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十一條の十二第二項」と、第二十六條第一項、第二十七條及び第五十四條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七條第四項中「第二十六條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六條第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十八條第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十二條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條（第四項を除く。）、第二十六條の三、第二十七條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十八條の二、第四十條の二、第四十條の三第一項、第四十一條、第四十三條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第七十一條の十一から第七十一條の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十九條において準用する第七十一條の十三」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十九條において準用する第七十一條の十二」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第

(準用)

第七十一条 第十二條から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項」とあるのは「いう。第七十一條において準用する第三十七條第六号」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十條」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十條第二項」と、第二十六條第一項、第二十七條及び第五十四條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十一条の二 第七條、第八條、第十二條から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條の四まで、第六十五條及び第七十條の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第七十一条の十四 第十二條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條（第六項及び第七項を除く。）、第二十六條の二、第二十七條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十八條の二、第四十條の二、第四十條の三第一項、第四十一條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十一條の十三」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十一條の十二」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十一條の十二第二項」と、第二十六條第一項、第二十七條及び第五十四條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七條第四項中「第二十六條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六條第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十八條第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十二條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條（第四項を除く。）、第二十六條の三、第二十七條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十八條の二、第四十條の二、第四十條の三第一項、第四十一條、第四十三條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第七十一條の十一から第七十一條の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十九條において準用する第七十一條の十三」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十九條において準用する第七十一條の十二」と、第二十五條第二項中「第

七十九条において準用する第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十六条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十七条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第九条 (児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後		改 正 前	
(児童対象性暴力等の防止)	第四十三条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第四十三条 削除	
	備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

第十條 (家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後		改 正 前	
(児童対象性暴力等の防止)	第十三条 家庭的保育事業者等は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二	第十三条 削除	

条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十一条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（趣旨） 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 〔略〕 二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条、第八条、第十二条から第十三条の二まで、第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十五条（設備に係る部分に限る。）の規定による基準 三 〔略〕 〔2・3 略〕 （児童対象性暴力等の防止） 第十三条の二 乳児等通園支援事業者は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。		（趣旨） 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 〔同上〕 二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十五条（設備に係る部分に限る。）の規定による基準 三 〔同上〕 〔2・3 同上〕 〔条を加える。〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第 1 号

(表 面)

様式第 1 号 (第 34 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官

令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和 6 年法律第 69 号) 第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 申請番号

2. 確認日

3. 特定性犯罪事実該当者の該当性
上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められない。

以上

※ 裏面の注意をよく読んでください。

(裏 面)

注 意

- 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録 (以下「犯罪事実確認記録等」という。)を適正に管理しなければなりません (法第 14 条、第 27 条第 1 項)。このため、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置、情報管理規程の策定及び当該規程を適切に遵守することが必要です (法第 11 条、第 20 条第 1 項第 6 号)。
- 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置 (法第 6 条の措置及び法第 20 条第 1 項第 4 号イの防止措置をいう。以下同じ。)を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはなりません (法第 12 条、第 26 条第 7 項、第 27 条第 2 項)。
 - 都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間 (県費負担教職員の場合)、学校設置者等と施設等運営者との間又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合
 - 訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合
 - 情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合
 - 法や児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収・立入検査等に応じる場合
- 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちにその旨をこども家庭庁に報告しなければなりません (法第 13 条、第 27 条第 2 項)。
 - 犯罪事実確認記録等 (高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 犯罪事実確認記録等が法第 12 条 (法第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。)に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
 - 特定性犯罪事実関連情報 (犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、防止措置を実施するに当たって当該者から取得した特定性犯罪事実に関わるより詳しい情報 (高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。)をいう。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態 ((1) に定めるものを除く。)
- 犯罪事実確認書受領者等は、次に掲げる日から起算して 30 日を経過する日までに、犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければなりません (法第 38 条)。これに違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったときは、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処されます (法第 46 条第 3 号)。
 - 犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日
 - 犯罪事実確認に係る申請従事者が離職したときは、離職の日
 - 犯罪事実確認書受領者等が犯罪事実確認に係る申請従事者を任命せず、又は雇用しなかったときは、従事予定日として当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日 (当該犯罪事実確認書の交付の日が当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日)
 - 学校設置者等、施設等運営者又は認定事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日
- 犯罪事実確認書受領者等 (法人の場合はその役員)、職員、従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、2 年以下の拘禁若しくは 100 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます (法第 43 条)。
- 犯罪事実確認実施者等 (国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人及びこれに対応する施設等運営者を除く。)及び認定事業者等は法令の定めに従って帳簿を備えなければなりません (法第 15 条第 1 項、第 28 条第 1 項)。これに違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったときは 50 万円以下の罰金に処されます (法第 46 条第 1 号)。

(表 面)

様式第 1 号 (第 34 条関係)

犯罪事実確認書

文 書 番 号
年 月 日

殿

こども家庭庁長官

令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和 6 年法律第 69 号) 第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 申請番号

2. 確認日

3. 特定性犯罪事実該当者の該当性

(1) 上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められる。

(2) 特定性犯罪事実該当者の区分

(3) 特定性犯罪の裁判が確定した日

以上

※ 裏面の注意をよく読んでください。

(裏 面)

注 意

- 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録 (以下「犯罪事実確認記録等」という。) を適正に管理しなければなりません (法第 14 条、第 27 条第 1 項)。このため、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置、情報管理規程の策定及び当該規程を適切に遵守することが必要です (法第 11 条、第 20 条第 1 項第 6 号)。
- 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置 (法第 6 条の措置及び法第 20 条第 1 項第 4 号イの防止措置をいう。以下同じ。) を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはなりません (法第 12 条、第 26 条第 7 項、第 27 条第 2 項)。
 - 都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間 (県費負担教職員の場合)、学校設置者等と施設等運営者との間又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合
 - 訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合
 - 情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合
 - 法や児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収、立入検査等に応じる場合
- 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちにその旨をこども家庭庁に報告しなければなりません (法第 13 条、第 27 条第 2 項)。
 - 犯罪事実確認記録等 (高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。) の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 犯罪事実確認記録等が法第 12 条 (法第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。) に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
 - 特定性犯罪事実関連情報 (犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、防止措置を実施するに当たって当該者から取得した特定性犯罪事実に関わるより詳しい情報 (高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。) をいう。) の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態 (1) に定めるものを除く。)
- 犯罪事実確認書受領者等は、次に掲げる日から起算して 30 日を経過する日までに、犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければなりません (法第 38 条)。これに違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったときは、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処されます (法第 46 条第 3 号)。
 - 犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日
 - 犯罪事実確認に係る申請従事者が離職したときは、離職の日
 - 犯罪事実確認書受領者等が犯罪事実確認に係る申請従事者を任命せず、又は雇用しなかったときは、従事予定日として当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日 (当該犯罪事実確認書の交付の日が当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日)
 - 学校設置者等、施設等運営者又は認定事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日
- 犯罪事実確認書受領者等 (法人の場合はその役員)、職員、従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません (法第 39 条)。これに違反したときは、1 年以下の拘禁刑若しくは 50 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます (法第 45 条第 2 項)。また、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、2 年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます (法第 43 条)。
- 犯罪事実確認実施者等 (国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人及びこれらに対する施設等運営者を除く。) 及び認定事業者等は法令の定めに従って帳簿を備えなければなりません (法第 15 条第 1 項、第 28 条第 1 項)。これに違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったときは 50 万円以下の罰金に処されます (法第 46 条第 1 号)。

様式第 2 号（第36条関係）

（表 面）

犯罪事実確認書管理簿

申請番号							
申請従事者情報							
氏名 (変更前の全ての氏名及び変更年月日を含む。)	振り仮名		生年月日		性別		
	氏名		住所又は居所				
	振り仮名 (変更前)		本籍又は国籍等 (変更前の全ての 本籍又は国籍等及び 変更年月日を含む。)	(変更前)			
	氏名 (変更前)						
	変更年月日						
	振り仮名 (変更前)						
	氏名 (変更前)						
変更年月日		変更年月日					
勤務する学校等又は従事する施設・事業所の名称			勤務する学校等又は従事する施設・事業所の所在地				
従事する事業の概要			業務内容				
申請区分			県費負担教職員		従事予定日又は 従事開始年月日		
法第 4 条第 2 項又は法第26条第 2 項の該当の有無				第 6 条各号又は第25条各号のいずれに該当するかの別			
法第 4 条第 2 項又は法第26条第 2 項の必要な措置の内容							

※ 申請区分には第32条第 1 号イからニまでのいずれに該当するかの別を記載する。

（裏 面）

事業者情報					
氏名又は名称		(法人の場合) 代表者氏名		GビズID	
住所又は所在地					
(共同申請の場合) 犯罪事実確認書の交付を受ける者			犯罪事実確認書の送付を受ける名宛人の氏名		
法務大臣通知事項					
確認日		本人特定情報の合致の有無		裁判確定日	
罪名			法令の適用		
裁判の主文の内容					
拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、取り消された旨			刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日		
訂正請求情報					
法務大臣訂正通知事項					
訂正の有無		訂正内容			
訂正しない理由					
犯罪事実確認書事項					
交付日		特定性犯罪事実該当者の該当の有無		特定性犯罪事実該当者の区分	

※ 法務大臣通知事項、訂正請求情報及び犯罪事実確認書事項については、当該事項が記載された書類を添付することでこれに代えることができる。

○内閣府令第五号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。
令和七年十二月二十五日
内閣総理大臣 高市 早苗
文部科学大臣 松本 洋平

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。
内閣府
厚生労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 「一・二 略」 三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の二、第三条の三、第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準 四 [略] [2・3 略] （児童対象性暴力等の防止） 第三条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	（趣旨） 第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 「一・二 同上」 三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の二、第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準 四 [同上] [2・3 同上] [条を加える。]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行の日（令和八年十二月二十五日）から施行する。

○内閣府告示第三号
文部科学省

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年十二月二十五日から適用する。
内閣府
文部科学省
厚生労働省

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣 高市 早苗
文部科学大臣 松本 洋平

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
第八 管理運営等 「二〃九 略」 十 認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この十において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第八 管理運営等 「二〃九 同上」 「加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○こども家庭庁告示第十号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第百四号）第十二条第二号の規定に基づき、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置を次のように定め、令和八年十二月二十五日から適用する。

令和七年十二月二十五日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置

1 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第百四号。以下「規則」という。）第十二条第二号イの組織的情報管理措置は、次に掲げるものとする。

一 情報管理措置（規則第十二条第一項に規定する情報管理措置をいう。以下同じ。）を講ずるための組織体制を整備すること。

二 犯罪事実確認記録等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号。以下「法」という。）第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録等をいう。以下同じ。）が適切に取り扱われるよう、情報管理規程（規則第十二条第一項に規定する情報管理規程をいう。）を遵守し、及び犯罪事実確認記録等を取り扱う者に遵守させるために必要な措置をとること。

三 犯罪事実確認書（法第三十三条第一項に規定する犯罪事実確認書をいう。第三項第三号において同じ。）の内容を記録し、又は保存する場合には、その運用状況を事後的に確認できるようにするため、犯罪事実確認記録等の取扱いに係る記録に記載する項目を整理し、当該項目に従って犯罪事実確認記録等の取扱いに係る記録を作成すること。

四 漏えい等（規則第十二条第二号第一号に規定する漏えい等をいう。以下同じ。）の事案の発生又はその兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備すること。

五 犯罪事実確認記録等の取扱状況を把握し、情報管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むこと。

2 規則第十二条第二号ロの人的情報管理措置は、犯罪事実確認記録等を取り扱う者に対し、その適正な取扱いについての周知及び必要な研修を行うこととする。

3 規則第十二条第二号ハの物理的情報管理措置は、次に掲げるものとする。

一 犯罪事実確認記録等を取り扱うサーバー、コンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域及び犯罪事実確認記録等を取り扱う事務を行う区域について、それぞれ適切な管理を行うこと。

二 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器、電子媒体、書類等の盗難、紛失等を防止するために、適切な管理を行うこと。

三 犯罪事実確認書の内容を記録し、又は保存する場合には、犯罪事実確認記録等が記録された電子媒体、書類等の持ち運びに当たって犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための方策を講ずること。

四 犯罪事実確認記録等の廃棄若しくは消去をし、又は犯罪事実確認記録等が記録された機器、電子媒体等の廃棄をする場合には、復元不可能な手段で行うこと。

4 規則第十二条第二号ニの技術的情報管理措置は、次に掲げるものとする。

一 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムにおいて、当該システムを使用する者が正当なアクセス権を有する者であることを識別し、当該識別した結果に基づき認証する機能を具備すること。

二 犯罪事実確認記録等を取り扱う者の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと。

三 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムを、不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること。

四 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムの使用に伴う犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること。

〇子ども家庭庁告示第十一号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二十三条第一項の規定に基づき、同項の子ども家庭庁長官が定める表示を次のように定め、令和八年十二月二十五日から適用する。

令和七年十二月二十五日

子ども家庭庁長官 渡辺由美子



注 色彩は、背景は空白、顔に相当する部分を除く。以下同じ。及び胴体は黄赤色、くちばしは黄色、両目（両目の中にある円形の部分を除く。）は黒色、顔に相当する部分、両目の中にある円形の部分及び文字は白色とする。ただし、これらの色とすることが不適当である場合にあつては、背景及びくちばしを淡い灰色とし、顔部及び胴体を濃い灰色としてもよい。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽
国事行為臨時代行名

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十九号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	学校設置者等が講ずべき措置等（第四条―第十八条）
第三章	民間教育保育等事業者の認定等及び認定事業者等が講ずべき措置等（第十九条―第三十二条）
第四章	犯罪事実確認書の交付等（第三十三条―第三十九条）
第五章	雑則（第四十条―第四十二条）
第六章	罰則（第四十三条―第四十八条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けることとし、もって児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「児童等」とは、次に掲げる者をいう。

一 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する児童生徒等

二 前号に掲げる者のほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十五条に規定する高等専門学校の第一学年から第三学年まで又は第三項第一号ロに規定する専修学校に在学する者

2 この法律において「児童対象性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等及び前項第二号に掲げる者に対して行われるこれに相当する行為をいう。

3 この法律において「学校設置者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 次に掲げる施設（以下「学校等」という。）を設置する者

イ 学校教育法第一条に規定する学校（同法第八十三条に規定する大学を除く。次項第一号において同じ。）

ロ 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。）

ハ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。二及び次項第四号並びに第十二条第四号において「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項第三号において「幼保連携型認定こども園」という。）

二 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされた施設

ホ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第一項に規定する児童相談所（次項第五号において「児童相談所」という。）

ヘ 児童福祉法第二十四条の第二項に規定する指定障害児入所施設等（次項第六号において「指定障害児入所施設等」という。）

ト 児童福祉法第三十七条に規定する乳児院（次項第七号において「乳児院」という。）

チ 児童福祉法第三十八条に規定する母子生活支援施設（次項第八号において「母子生活支援施設」という。）

リ 児童福祉法第三十九条に規定する保育所（次項第九号において「保育所」という。）

又 児童福祉法第四十条に規定する児童館（次項第十号において「児童館」という。）

ル 児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設（次項第十一号において「児童養護施設」という。）

ヲ 児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設を除く。次項第十二号において「障害児入所施設」という。）

ワ 児童福祉法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設（次項第十三号において「児童心理治療施設」という。）

カ 児童福祉法第四十四条に規定する児童自立支援施設（次項第十四号において「児童自立支援施設」という。）

二 次に掲げる事業（以下「児童福祉事業」という。）を行う者

イ 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業であつて、同法第二十一条の五の三第一項の規定による指定を受けた者が行うもの（次項第十五号及び第五項第四号から第七号までにおいて「指定障害児通所支援事業」という。）

ロ 児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業（次項第十六号において「乳児等通園支援事業」という。）

ハ 児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（次項第十七号において「家庭的保育事業等」という。）

4 この法律において「教員等」とは、次に掲げるものをいう。

一 学校教育法第一条に規定する学校の教職員のうち、次に掲げるもの

イ 校長、園長、副校長、副園長及び教頭

ロ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、教授、准教授及び助教

ハ ロに掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

二 前項第一号ロに規定する専修学校の校長、教員及び教員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

三 幼保連携型認定こども園の教職員のうち、次に掲げるもの

イ 園長、副園長及び教頭

ロ 主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭

ハ ロに掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

四 前項第一号二に掲げる施設の長及び当該施設の従業者のうち子ども（認定こども園法第二条第一項に規定する子どもをいう。）の教育又は保育に関する業務を行うもの

五 児童相談所の所長及び児童相談所の従業者のうち児童（児童福祉法第四条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）の指導又は一時保護に関する業務を行うもの

六 指定障害児入所施設等の長並びに指定障害児入所施設等の従業者のうち障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）に対する保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務を行うもの

七 乳児院の長及び乳児院の従業者のうち児童福祉法第三十七条に規定する乳児の養育に関する業務を行うもの

八 母子生活支援施設の長及び母子生活支援施設の従業者のうち児童の保護又は生活の支援に関する業務を行うもの

九 保育所の長及び保育所の従業者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

十 児童館の長及び児童館の従業者のうち児童の遊びの指導に関する業務を行うもの

十一 児童養護施設の長及び児童養護施設の従業者のうち児童の養護に関する業務を行うもの

十二 障害児入所施設の長及び障害児入所施設の従業者のうち障害児に対する児童福祉法第四十二条各号に定める支援に関する業務を行うもの

十三 児童心理治療施設の長及び児童心理治療施設の従業者のうち児童の心理に関する治療又は生活指導に関する業務を行うもの

十四 児童自立支援施設の長及び児童自立支援施設の従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関する業務を行うもの

十五 指定障害児通所支援事業を行う事業所の管理者及び指定障害児通所支援事業に従事する者であつて次のイから二までに掲げるもののうち当該イから二までに定めるもの

イ 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援（次項第四号において「児童発達支援」という。）に従事する者 障害児に対する同条第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行う者

ロ 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する放課後等デイサービス（次項第五号において「放課後等デイサービス」という。）に従事する者 障害児に対する同条第三項の便宜の供与に関する業務を行う者

ハ 児童福祉法第六条の二の二第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援（次項第六号において「居宅訪問型児童発達支援」という。）に従事する者 障害児に対する同条第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行う者

二 児童福祉法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援（次項第七号において「保育所等訪問支援」という。）に従事する者 障害児に対する同条第五項の便宜の供与に関する業務を行う者

十六 乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者及び乳児等通園支援事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児又は幼児の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの

十七 家庭的保育事業等を行う事業所の管理者及び家庭的保育事業等に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

5 この法律において「民間教育保育等事業者」とは、次に掲げる事業（以下「民間教育保育等事業」という。）を行う者をいう。

一 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する一般課程に係るものに限る。）又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業

二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものにおける学校教育法第五十条に規定する高等学校の課程に類する教育を行う事業であつて、内閣府令で定めるもの

三 学校等における教育及び前二号に掲げる事業のほか、児童等に対して技能又は知識の教授を行う事業であつて、次に掲げる要件を満たすもの（次項第三号において「民間教育事業」という。）

イ 当該技能又は知識を習得するための標準的な修業期間が、六月以上であること。

ロ 児童等に対して対面による指導を行うものであること。

ハ 当該事業を営む者の事業所その他の当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所において指導を行うものであること。

二 当該事業において当該技能又は知識の教授を行う者の人数が、児童対象性暴力等を防止し及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を保護するための措置を講ずるために必要な人数その他の事情を勘案して政令で定める人数以上であること。

四 児童発達支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第四号において「児童発達支援事業」という。）

五 放課後等デイサービスを行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第五号において「放課後等デイサービス事業」という。）

- 六 居宅訪問型児童発達支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第六号において「居宅訪問型児童発達支援事業」という。）
- 七 保育所等訪問支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第七号において「保育所等訪問支援事業」という。）
- 八 児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（次項第八号において「児童自立生活援助事業」という。）
- 九 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で学校教育法第二十九条に規定する小学校、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館その他の内閣府令で定める施設において行われるもの（次項第九号において「放課後児童健全育成事業等」という。）
- 十 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業（次項第十号において「子育て短期支援事業」という。）
- 十一 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（次項第十一号において「一時預かり事業」という。）
- 十二 児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（次項第十二号において「小規模住居型児童養育事業」という。）
- 十三 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（次項第十三号において「病児保育事業」という。）
- 十四 児童福祉法第六条の三第十七項に規定する意見表明等支援事業（次項第十四号において「意見表明等支援事業」という。）
- 十五 児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業（次項第十五号において「妊産婦等生活援助事業」という。）
- 十六 児童福祉法第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業（次項第十六号において「児童育成支援拠点事業」という。）
- 十七 児童福祉法第五十九条の二第二項に規定する施設における同法第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を行う事業（次項第十七号において「認可外保育事業」という。）
- 十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この号及び次項第十八号において「障害者総合支援法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを行う事業（障害児に対する障害者総合支援法第五十二条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護、同条第八項に規定する短期入所又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援を行うものに限る。同号において「指定障害福祉サービス事業」という。）
- この法律において「教育保育等従事者」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 前項第一号の教育を行う同号に規定する専修学校又は各種学校の校長及び当該教育を行う教員
- 二 前項第二号の教育を行う教育施設の長及び当該教育を行う教員
- 三 民間教育事業を行う事業所の管理者及び民間教育事業に従事する者のうち児童等に対して技芸又は知識の教授を行うもの
- 四 児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行うもの
- 五 放課後等デイサービス事業を行う事業所の管理者及び放課後等デイサービス事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第三項の便宜の供与に関する業務を行うもの

- 六 居宅訪問型児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び居宅訪問型児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行うもの
- 七 保育所等訪問支援事業を行う事業所の管理者及び保育所等訪問支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第五項の便宜の供与に関する業務を行うもの
- 八 児童自立生活援助事業を行う事業所の管理者及び児童自立生活援助事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第一項第一号に掲げる者（児童に限る。）に対する同項に規定する児童自立生活援助を行うもの
- 九 放課後児童健全育成事業等を行う事業所の管理者及び放課後児童健全育成事業等に従事する者のうち児童の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの
- 十 子育て短期支援事業を行う事業所の管理者及び子育て短期支援事業に従事する者のうち児童に対する児童福祉法第六条の三第三項に規定する支援に関する業務を行うもの
- 十一 一時預かり事業を行う事業所の管理者及び一時預かり事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第七項各号に掲げる者の保護に関する業務を行うもの
- 十二 小規模住居型児童養育事業を行う事業所の管理者及び小規模住居型児童養育事業に従事する者のうち児童の養育に関する業務を行うもの
- 十三 病児保育事業を行う事業所の管理者及び病児保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
- 十四 意見表明等支援事業を行う事業所の管理者及び意見表明等支援事業に従事する者のうち児童の意見若しくは意向の把握又は児童に対する支援に関する業務を行うもの
- 十五 妊産婦等生活援助事業を行う事業所の管理者及び妊産婦等生活援助事業に従事する者のうち児童に対する日常生活を営むのに必要な便宜の供与に関する業務を行うもの
- 十六 児童育成支援拠点事業を行う事業所の管理者及び児童育成支援拠点事業に従事する者のうち児童に対する生活の支援、情報の提供及び相談に関する業務を行うもの
- 十七 認可外保育事業を行う施設の管理者及び認可外保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
- 十八 指定障害福祉サービス事業を行う事業所の管理者及び指定障害福祉サービス事業に従事する者であつて次のイからホまでに掲げるもののうち当該イからホまでに定めるもの
- イ 障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
- ロ 障害者総合支援法第五条第四項に規定する同行援護に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
- ハ 障害者総合支援法第五条第五項に規定する行動援護に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
- ニ 障害者総合支援法第五条第八項に規定する短期入所に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
- ホ 障害者総合支援法第五条第九項に規定する重度障害者等包括支援に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める障害福祉サービスの提供に関する業務を行う者
- この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイから二までに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

二 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等）

第三条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にあるものであり、児童等に対して当該役務を提供する業務を行う教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児童等を適切に保護する責務を有する。

2 国は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者が前項に定める責務を確実に果たすることができるようにするため、必要な情報の提供、制度の整備その他の施策を実施しなければならない。

第二章 学校設置者等が講ずべき措置等

（犯罪事実確認義務等）

第四条 学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者（施行時現職者（この法律の施行の際現に存在し又は行われている学校等又は児童福祉事業についてこの法律の施行の際現に教員等としてその本来の業務に従事させている者及びこの法律の施行の日（以下この項及び第三項において「施行日」という。）の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であつて施行日後に当該業務に従事させるものをいう。同項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、当該業務を行わせるまでに、第三十三条第一項に規定する犯罪事実確認書（以下この章及び次章において「犯罪事実確認書」という。）を行わなければならない。

2 学校設置者等は、教員等に急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情として内閣府令で定めるものにより、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であつて、直ちにその者に当該業務を行わせなければ学校等又は児童福祉事業の運営に著しい支障が生ずるときは、前項の規定にかかわらず、その者の犯罪事実確認は、その者を当該業務に従事させた日から六月以内で政令で定める期間内に行うことができる。ただし、学校設置者等は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならない。

3 学校設置者等は、施行時現職者については、施行日から起算して三年以内で政令で定める期間を経過する日までに、その全ての者（施行日から当該政令で定める期間を経過する日までの間に当該業務に従事しなくなった者を除く。）について、犯罪事実確認を行わなければならない。

4 学校設置者等は、この条の規定による犯罪事実確認を行った教員等をその者の直近の犯罪事実確認書に記載された確認日（第三十四条第二項に規定する確認日をいう。）の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続き教員等としてその本来の業務に従事させるときは、当該年度の初日から末日までの間に、改めて、その者について、犯罪事実確認を行わなければならない。

（児童対象性暴力等を把握するための措置）

第五条 学校設置者等は、児童等との面談その他の教員等による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置として内閣府令で定めるものを実施しなければならない。

2 学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置として内閣府令で定めるものを実施しなければならない。

（犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置）

第六条 学校設置者等は、第四条の規定による犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の結果、前条第一項の措置により把握した状況、同条第二項の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を教員等としてその本来の業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（児童対象性暴力等が疑われる場合に講ずべき措置）

第七条 学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その事実の有無及び内容について調査を行わなければならない。

2 学校設置者等は、児童等が教員等による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該児童等の保護及び支援のための措置を講じなければならない。

（研修の実施）

第八条 学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を教員等に受講させなければならない。

（県費負担教職員の場合の特例）

第九条 教員等が県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校又は同法第二条に規定する高等学校で定時制の課程を置くものの教員等であつて、同法の規定により都道府県がその給与を負担するものをいう。）である場合における第四条及び第六条の規定の適用については、第四条第一項、第二項本文、第三項及び第四項中「学校設置者等」とあるのは「都道府県教育委員会」と、同条第二項ただし書及び第六条中「学校設置者等」とあるのは「都道府県教育委員会及び第九条第二項に規定する市町村教育委員会」とする。

2 都道府県教育委員会は、前項の規定により読み替えて適用する第四条の規定により犯罪事実確認を行ったときは、当該犯罪事実確認に係る教員等が勤務する学校を設置する市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三十三条第八項において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第十一条及び第三十三条第八項において同じ。）町村教育委員会に対し、前項の規定により読み替えて適用する第六条の措置を講ずるために必要な限度において、当該教員等の犯罪事実確認記録（第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録をいう。以下この章及び次章において同じ。）を提供するものとする。

（施設等運営者がある場合の特例）

第十条 施設等運営者（学校設置者等から地方自治法第二百四十四条の二第三項若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第一項の規定による指定又は委託を受けて当該学校設置者等が設置する学校等又は当該学校設置者等が行う児童福祉事業に係る事業所を管理する者をいう。以下同じ。）がある場合における第四条から第八条までの規定の適用については、これらの規定中「学校設置者等」とあるのは、「学校設置者等及び第十条第一項に規定する施設等運営者」とする。

第二 第三十五条第二項の規定により学校設置者等又は施設等運営者が犯罪事実確認書の交付を受けたときは、その交付を受けた者は、他方の者に対し、犯罪事実確認及び前項の規定により読み替えて適用する第六条の措置の実施に必要な限度において、当該犯罪事実確認書に係る教員等の犯罪事実確認記録を提供することができる。

（犯罪事実確認記録等の管理に関する措置）

第十一条 第四条（第九条第一項又は前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により犯罪事実確認を行わなければならない者及び第九条第二項の規定により犯罪事実確認記録の提供を受ける市町村の教育委員会（以下この章において「犯罪事実確認実施者等」という。）は、犯罪事実確認記録等（第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録等をいう。以下この章及び次章において同じ。）の管理責任者の設置その他の犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じなければならない。

（利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止）

第十二条 犯罪事実確認実施者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは第六条（第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

一 第九条第二項又は第十条第二項の規定により提供する場合

二 訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 第十六条第一項、児童福祉法第二十一条の五の二十二第一項、第二十四条の十五第一項、第三十四条の十七第一項若しくは第四十六条第一項又は認定こども園法第十九条第一項若しくは第三十条第三項の規定により報告若しくは提出若しくは提示を求められ、又は質問若しくは検査に応じる場合

（犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告）

第十三条 犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいその他の犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして内閣府令で定めるものが生じたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（犯罪事実確認記録等の適正な管理）

第十四条 犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならない。

（帳簿の備付け及び定期報告）

第十五条 犯罪事実確認実施者等（国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校等又はこれらの者が行う児童福祉

事業の事業所の管理を行う施設等運営者を除く。以下この章において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、これに犯罪事実確認の実施状況を記載し、これを保存しなければならない。

2 犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、内閣総理大臣に報告しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第十六条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理を確保するために必要な限度において、犯罪事実確認実施者等に対し、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、犯罪事実確認実施者等の事務所、学校等の施設、児童福祉事業を行う事業所その他必要な場所に立ち入り、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（犯罪事実確認義務に違反した場合の公表）

第十七条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等が第四条（第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるときは、当該犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（是正命令）

第十八条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等が第十一条又は第十四条の規定に違反していると認めるとき（同条の規定の違反にあつては、第十三条の内閣府令で定める事態が生じた場合に限る。）は、当該犯罪事実確認実施者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章 民間教育保育等事業者の認定等及び認定事業者等が講ずべき措置等

（認定の申請）

第十九条 民間教育保育等事業者は、その行う民間教育保育等事業（事業運営者（民間教育保育等事業者から地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定による指定又は委託を受けて当該民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該事業運営者が管理する事業所において行われるものを除く。）について、前章の規定により学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定（以下この章（第二十一条第一項を除く。）において「認定」という。）を受けることができる。

2 認定は、認定を受けようとする民間教育保育等事業者の申請により行う。

3 認定を受けようとする民間教育保育等事業者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする民間教育保育等事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 その行う民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものを除く。）の概要及び当該民間教育保育等事業が第二条第五項各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別

- 三 前号の民間教育保育等事業を行う事業所の名称及び所在地
 - 四 第二号の民間教育保育等事業に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの業務の概要
 - 五 その他内閣府令で定める事項
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の詳細を説明する資料
 - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する資料
 - 三 次条第一項第四号に規定する児童対象性暴力等対処規程
 - 四 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面
 - 五 その他内閣府令で定める書類
(認定の基準等)
- 第二十条** 内閣総理大臣は、認定の申請に係る前条第三項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の内容がそれぞれ民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当し、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、認定をしてはならない。
- 一 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事させようとする者の犯罪事実確認を適切に実施するための体制として内閣府令で定めるものを備えていること。
 - 二 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置として内閣府令で定めるものを実施していること。
 - 三 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置として内閣府令で定めるものを実施していること。
 - 四 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が次のイからハまでに掲げる措置を定めた規程(以下この章において「児童対象性暴力等対処規程」という。)を作成しており、かつ、その内容が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
 - イ 犯罪事実確認の結果、第二号の措置により把握した状況、前号の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえて前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合において、児童対象性暴力等を防止するためにとるべき措置(第二十六条第七項において「防止措置」という。)
 - ロ 前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認める場合において、その事実の有無及び内容を確認するための調査の実施
 - ハ 前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等を受けた児童等があると認める場合において、当該児童等を保護し、及び支援するためにとるべき措置
 - 五 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修として内閣府令で定めるものを前条第三項第四号の業務に従事する者に受講させていること。
 - 六 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じていること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する民間教育保育等事業者は、認定を受けることができない。
- 一 第三十二条第一項又は第二項の規定により認定等(第二十二條に規定する認定等をいう。以下この号において同じ。)を取り消された者であつて、その取消しの日から二年を経過しない者(認定等を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものを含む。)

- 二 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
(共同認定の申請)
- 第二十一条** 民間教育保育等事業者及び事業運営者は、その行う民間教育保育等事業(事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。)について、前章の規定により学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定(以下「共同認定」という。)を受けることができる。
- 2 共同認定は、共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者の共同の申請により行う。
- 3 第十九条第三項及び第四項並びに前条の規定は、共同認定について準用する。この場合において、第十九条第三項(第二号から第五号までの規定を除く。)及び第四項第四号並びに前条第一項各号及び第二項中「民間教育保育等事業者」とあるのは「民間教育保育等事業者及び事業運営者」と、第十九条第三項第二号中「を除く」とあるのは「に限る」と、同条第四項第二号中「資料」とあるのは「資料(民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの役割を説明した資料を含む。)」と読み替えるものとする。
- 第二十二条** 内閣総理大臣は、認定又は共同認定(以下「認定等」という。)をしたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を、認定等の申請をした者に通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 一 認定を受けた民間教育保育等事業者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者(以下「認定事業者等」という。)の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - 二 認定等に係る民間教育保育等事業(以下「認定等事業」という。)の概要及び第二十五条各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別
 - 三 認定等事業を行う事業所の名称及び所在地
 - 四 認定等に係る教育保育等従事者の業務の概要
 - 五 その他内閣府令で定める事項
(認定等の表示)
- 第二十三条** 認定事業者等は、認定等事業に関する広告その他の内閣府令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、内閣総理大臣が定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等と同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- (変更の届出等)
- 第二十四条** 認定事業者等は、第二十二條各号に掲げる事項を変更するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 3 認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程又は第二十条第一項第六号(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の措置を変更するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として内閣府令で定めるものについては、この限りではない。

(児童対象性暴力等対処規程の遵守義務)

第二十五条 認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程を遵守しなければならない。
(犯罪事実確認義務等)

第二十六条 認定事業者等は、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させようとする者(認定時現職者(認定等の際現に当該業務に従事させている者及び認定等を受けた日(以下この項及び第三項において「認定等の日」という。)の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であつて認定等の日の後に当該業務に従事させるものをいう。同項において同じ。))を除く。次項において同じ。))について、当該業務を行わせるまでに、犯罪事実確認を行わなければならない。

2 認定事業者等は、認定等に係る教育保育等従事者に急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情として内閣府令で定めるものにより、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であつて、直ちにその者に当該業務を行わせなければ認定等事業の運営に著しい支障が生ずるときは、前項の規定にかかわらず、その者の犯罪事実確認は、その者を当該業務に従事させた日から六月以内で政令で定める期間内に行うことができる。ただし、認定事業者等は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならない。

3 認定事業者等は、認定時現職者については、認定等の日から起算して一年以内で政令で定める期間を経過する日までに、その全ての者(認定等の日から当該政令で定める期間を経過する日までの間に当該業務に従事しなくなった者を除く。))について、犯罪事実確認を行わなければならない。

4 認定事業者等は、前項の犯罪事実確認が完了したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該認定事業者等が法定の期間内に認定等事業に従事する全ての教育保育等従事者について犯罪事実確認を行った旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

6 認定事業者等は、第一項から第三項まで及びこの項の規定による犯罪事実確認を行った者をその者の直近の犯罪事実確認書に記載された確認日(第三十四条第二項に規定する確認日をいう。)の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続き認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させるときは、当該年度の初日から末日までの間に、改めて、その者について、犯罪事実確認を行わなければならない。

7 第三十五条第二項の規定により民間教育保育等事業者又は事業運営者が犯罪事実確認書の交付を受けたときは、その交付を受けた者は、他方の者に対し、犯罪事実確認及び児童対象性暴力等対処規程に定める防止措置の実施に必要な限度において、当該犯罪事実確認に係る教育保育等従事者の犯罪事実確認記録を提供することができる。

(犯罪事実確認記録等の適正な管理)

第二十七条 認定事業者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならない。

2 第十二条及び第十三条の規定は、認定事業者等について準用する。この場合において、第十二条中「第六条(第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の措置」とあるのは「第二十六条第七項に規定する防止措置」と、同条第一号中「第九条第二項又は第十条第二項」とあるのは「第二十六条第七項」と、同条第四号中「第十六条第一項、児童福祉法第二十一条の五の二十二第一項、第二十四条の十五第一項、第三十四条の十七第一項若しくは第四十六条第一項又は認定こども園法第十九条第一項若しくは第三十条第三項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「提出若しくは提示」とあるのは「提出」と読み替えるものとする。

(帳簿の備付け及び定期報告)

第二十八条 認定事業者等は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、これに犯罪事実確認の実施状況を記載し、これを保存しなければならない。

2 認定事業者等は、犯罪事実確認等(犯罪事実確認、第二十条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号(これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を含む。))に規定する措置並びに児童対象性暴力等対処規程に定める第二十条第一項第四号イからハまで(これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を含む。))に掲げる措置をいう。次条第一項において同じ。の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、内閣総理大臣に報告しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十九条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認等の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理を確保するために必要な限度において、認定事業者等に対し、犯罪事実確認等の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、認定事業者等の事務所、認定等事業を行う事業所その他必要な場所に立ち入り、犯罪事実確認等の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(適合命令及び是正命令)

第三十条 内閣総理大臣は、認定事業者等が第二十条第一項各号(第二十一条第三項において準用する場合を含む。))に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業者等に対し、期限を定めて当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定事業者等が第二十七条第一項の規定に違反していると認めるとき(同条第二項において準用する第十三条の内閣府令で定める事態が生じた場合に限る。))は、当該認定事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第三十一条 認定事業者等は、認定等事業を廃止するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨及び廃止しようとする日(以下この条において「廃止の日」という。))を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨及び廃止の日をインターネットの利用その他の方法により、公表しなければならない。

3 認定等は、廃止の日として第一項の規定により届け出られた日以後は、その効力を失う。

(認定等の取消し等)

第三十二条 内閣総理大臣は、認定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すものとする。

一 偽りその他の不正の手段により認定等を受けたとき。

二 第二十条第二項第二号又は第三号(これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を含む。))に掲げる者に該当することとなつたとき。

三 第二十六条第一項から第三項まで又は第六項の規定に違反して犯罪事実確認を行っていないとき。

四 第三十条の規定による命令に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、認定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができる。

一 民間教育保育等事業者又は事業運営者に該当しなくなったとき。

二 認定等事業を行っていないと認めるとき。

三 第二十条第一項各号(第二十一条第三項において準用する場合を含む。))に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

四 第二十四条第一項若しくは第三項、第二十五条、第二十八条又は前条第一項の規定に違反したとき。

五 第二十七条第一項又は同条第二項において準用する第十二条若しくは第十三条の規定に違反したとき（第二十七条第一項の規定の違反にあつては、同条第二項において準用する第十三条の内閣府令で定める事態が生じた場合に限る。）。

六 第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 内閣総理大臣は、前二項の規定による認定等の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四章 犯罪事実確認書の交付等

（犯罪事実確認書の交付申請）

第三十三条 対象事業者（第四条（第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項から第三項まで及び第六項の規定により犯罪事実確認を行わなければならない者をいう。以下同じ。）は、これらの規定により犯罪事実確認を行わなければならないこととされている者（次項において「従事者」という。）について、内閣総理大臣に対し、特定性犯罪事実該当事者に該当するか否かに関する情報を記載した書面（以下「犯罪事実確認書」という。）の交付を申請することができる。

二 前項の規定による申請（以下この章において「交付申請」という。）の対象とする従事者（以下この章において「申請従事者」という。）の行う業務が施設等運営者又は事業運営者が管理する施設又は事業所において行われるものである場合にあつては、交付申請は、学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同して行うものとする。

三 犯罪事実確認書の交付を受けようとする対象事業者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 交付を受けようとする対象事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別

三 申請従事者が勤務する学校等の名称及び所在地又は申請従事者が従事する児童福祉事業若しくは認定等事業の概要

四 申請従事者が行う業務の内容

五 申請従事者が教員等又は認定等に係る教育保育等従事者の業務に従事させようとする者である場合にあつては、当該申請従事者を当該業務に従事させる予定の日（第三十八条第二項第二号において「従事予定日」という。）

六 交付申請が前項の規定により共同で行われる場合にあつては、交付申請をした者のうち犯罪事実確認書の送付を受ける者

七 その他内閣府令で定める事項

四 前項の申請書（以下この章において「申請書」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請従事者と対象事業者との間の雇用契約の契約書の写しその他の当該申請従事者を交付申請に係る業務に従事させることを証する書類

二 その他内閣府令で定める書類

五 対象事業者は、申請書を提出するときは、申請従事者に、内閣府令で定めるところにより、申請対象者情報（当該申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別並びに当該対象事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地をいう。第三十五条第四項及び第三十七条第三項第一号において同じ。）を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を内閣総理大臣に提出させるものとする。

一 申請従事者が日本の国籍を有する場合 次に掲げる書類（口に掲げる書類にあつては、当該申請従事者に係る除かれた戸籍がある場合に限る。）

イ 当該申請従事者の本籍、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他の次条第一項に規定する本人特定情報（以下この条において「本人特定情報」という。）に関する事項として内閣府令で定めるもの（口において「本籍等」という。）が記載され又は記録された全ての戸籍の抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、同法第二百二十条第一項に規定する戸籍証明書又は戸籍の謄本

ロ 当該申請従事者の本籍等が記載され又は記録された全ての除かれた戸籍の抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書、戸籍法第二百二十条第一項に規定する除籍証明書又は除かれた戸籍の謄本

二 申請従事者が日本の国籍を有しない場合 当該申請従事者の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写しその他の本人特定情報を把握するために必要な書類として内閣府令で定めるところのもの

六 前項の規定により当該申請従事者が同項各号に定める書類を提出する場合において、当該書類のうち当該申請従事者が同項の規定により既に提出したものがあるときは、内閣府令で定めるところにより、当該書類（本人特定情報の変更の有無及び内容を把握するために必要なものとして内閣府令で定めるものを除く。）の提出を省略することができる。

七 申請従事者が第五項の規定による書類の提出を当該対象事業者を経由して行うことを希望するときは、当該対象事業者は、これを拒んではならない。

八 内閣総理大臣は、本人特定情報の確認のため必要があるときは、市町村、指定都市の区若しくは総合区又は出入国在留管理庁に照会し、又は協力を求めることができる。

（内閣総理大臣による犯罪事実の確認）

第三十四条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認書を交付するため、法務大臣に対し、申請従事者に係る次に掲げる事項（以下この章において「本人特定情報」という。）を提供し、次項に規定する事項を通知するよう求めることができる。

一 氏名（変更があつた者については、変更前の全ての氏名及び変更の年月日を含む。）

二 出生の年月日

三 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 当該申請従事者が日本の国籍を有する場合 本籍（変更があつた者については、変更前の全ての本籍及び変更の年月日を含む。）

ロ 当該申請従事者が日本の国籍を有しない場合 住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下この口及び次項において「国籍等」という。）（変更があつた者については、変更前の全ての国籍等及び変更の年月日を含む。）

二 法務大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項及び当該各号のいずれの場合に該当するかの確認を行った日（次条第四項及び第三十八条第一項において「確認日」という。）を内閣総理大臣に通知するものとする。

一 特定性犯罪についての事件（拘禁刑又は罰金を言い渡す裁判が確定したものに限り。次号において同じ。）の保管記録（刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第二条第二項に規定する保管記録をいう。次号において同じ。）に記録された被告人の氏名、出生の年月日及び本籍又は国籍等のうちに、前項の規定により提供された本人特定情報に合致するものがない場合その旨

二 特定性犯罪についての事件の保管記録に記録された被告人の氏名、出生の年月日及び本籍又は国籍等のうちに、前項の規定により提供された本人特定情報に合致するものがある場合 本人特定情報に合致する被告人の特定性犯罪についての次に掲げる事項

イ 罪名

ロ 裁判（拘禁刑又は罰金に処する確定裁判に限る。）の主文の内容

ハ ロの裁判において示された法令の適用

二 ロの裁判が確定した日

ホ 当該被告人が当該特定性犯罪について拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、その言渡し

が取り消された者であるときは、その旨

ヘ 当該被告人が当該特定性犯罪について刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ

た者であるときは、当該刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日

（犯罪事実確認書の交付）

第三十五条 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、交付申請を

した対象事業者に対し、当該交付申請に係る申請従事者の犯罪事実確認書を交付するものとする。

二 交付申請が第三十三条第二項の規定により共同で行われた場合における前項の規定による犯罪事

実確認書の交付は、申請書に記載された同条第三項第六号の者に対して犯罪事実確認書を送付する

ことにより行うものとする。

三 第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、第十八条の規定による命令、第三十条第一項の規

定による命令（第二十条第一項第六号（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる

基準に係るものに限る。）又は第三十条第二項の規定による命令を受けた対象事業者からの交付申請

については、これらの命令に係る措置が講じられたものと認めるまでの間は、犯罪事実確認書の交

付を行わないものとする。

四 犯罪事実確認書には、申請対象者情報及び確認日並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該

各号に定める事項を記載する。

一 申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められない場合 その旨

二 申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められる場合 次に掲げる事項

イ 当該申請従事者についての第二条第八項各号に掲げる特定性犯罪事実該当者の区分

ロ その特定性犯罪の裁判が確定した日

五 内閣総理大臣は、第一項の規定により前項第二号に定める事項を記載した犯罪事実確認書を交付

するときは、あらかじめ、当該犯罪事実確認書に係る申請従事者に当該犯罪事実確認書に記載する

内容を知照しなければならない。この場合においては、当該犯罪事実確認書の第一項の規定による

交付は、第三十七条第二項に規定する期間を経過するまで（当該期間内に同項に規定する訂正請求

があった場合にあつては、当該訂正請求に係る同条第六項又は第七項の規定による通知をするまで）

は、行わないものとする。

六 前各項に定めるもののほか、犯罪事実確認書の様式その他の犯罪事実確認書の交付の手續に関し

必要な事項は、内閣府令で定める。

（犯罪事実確認書管理簿）

第三十六条 内閣総理大臣は、申請従事者ごとに、次に掲げる事項を記載した帳簿（次項において「犯

罪事実確認書管理簿」という。）を作成しなければならない。

一 本人特定情報

二 申請書に記載された第三十三条第三項各号に掲げる事項

三 第三十四条第二項又は次条第五項の規定により法務大臣から通知された事項

四 次条第二項に規定する訂正請求があった場合にあっては、同条第六項又は第七項の決定の内容

五 犯罪事実確認書に記載した事項及び当該犯罪事実確認書の交付の日

二 前項に定めるもののほか、犯罪事実確認書管理簿の様式その他犯罪事実確認書管理簿に関し必要

な事項は、内閣府令で定める。

（訂正請求）

第三十七条 第三十五条第五項の規定による通知を受けた申請従事者は、同項の規定により通知され

た内容（以下この条において「通知内容」という。）が事実でないと思料するときは、内閣総理大臣

に対し、当該通知内容の訂正を請求することができる。

二 前項の規定による訂正の請求（以下この条において「訂正請求」という。）は、第三十五条第五項

の規定による通知を受けた日から二週間以内に行わなければならない。

三 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の申請対象者情報

二 訂正請求の趣旨及び理由

四 内閣総理大臣は、訂正請求に理由があるかどうかの判断をする必要があるときは、法務大臣

に対し、第三十四条第二項の規定により通知された内容に誤りがないかどうかについて確認を求め

ることができる。

五 法務大臣は、第三十四条第二項の規定により通知した内容に誤りがあることを発見したときは、

直ちに、内閣総理大臣に対して、その内容を訂正して通知しなければならない。

六 内閣総理大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、通知内容を訂正する旨の決定をし、訂

正請求をした申請従事者に対しその旨を書面により通知するとともに、交付申請をした対象事業者

に対し訂正した内容を記載した犯罪事実確認書を交付しなければならない。

七 内閣総理大臣は、訂正請求に理由がないと認めるときは、通知内容を訂正しない旨の決定をし、

訂正請求をした申請従事者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

（犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去）

第三十八条 犯罪事実確認書受領者等（犯罪事実確認書の交付を受けた対象事業者及び第九条第二項、

第十条第二項又は第二十六条第七項の規定による提供を受けた者をいう。以下同じ。）は、犯罪事実

確認書に記載された確認日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日から起算して三十日

を経過する日までに、当該犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等（犯罪事実確認書及び犯罪事実確

認書に記載された情報に係る記録（第四十六条第三号において「犯罪事実確認記録」という。）をい

う。以下この条において同じ。）を廃棄し及び消去しなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、犯罪事実確認書受領者等は、犯罪事実確認に係る申請従事者が離職し

た場合又は犯罪事実確認書受領者等が当該申請従事者を任命せず若しくは雇用しなかった場合に

は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して三十日を経過する日ま

で、当該申請従事者の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければならない。

一 当該申請従事者が離職した場合 離職の日

二 犯罪事実確認書受領者等が当該申請従事者を任命せず又は雇用しなかった場合 従事予定日と

して当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日（当該犯罪事実確認書の交付の日が

当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日）

三 前二項の規定にかかわらず、犯罪事実確認書受領者等は、学校設置者等、施設等運営者又は認定

事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日から起算して三十日を経過する日までに、

当該犯罪事実確認書受領者等が取得した全ての犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければな

らない。

(職員等の秘密保持義務)

第三十九条 犯罪事実確認書受領者等（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員若しくは従業者又はこれらであつた者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書（第三十五条第四項第二号に定める事項が記載されたものに限る。第四十五条第二項において同じ。）に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第五章 雑則

(手数料)

第四十条 認定等を受けようとする者（国及び地方公共団体並びにこれらが行う民間教育保育等事業の事業所の管理を行う事業運営者を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(関係大臣への協議)

第四十一条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる内閣府令を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ、当該各号に定める大臣に協議するものとする。

一 第二条第四項第一号ハ、第二号及び第三号ハ並びに第五項第二号及び第九号、第四条第二項（第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第五条及び第七条（これらの規定を第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の内閣府令 文部科学大臣

二 第二十条第一項第一号から第五号まで（これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十六条第二項の内閣府令 文部科学大臣及び経済産業大臣

（こども家庭庁長官への内閣総理大臣に係る権限の委任）

第四十二条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

第六章 罰則

(情報不正目的提供罪)

第四十三条 犯罪事実確認書受領者等（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員若しくは従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（犯罪事実確認書不正取得罪）

第四十四条 偽りその他不正の手段により犯罪事実確認書の交付を受けたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

（虚偽表示罪及び情報漏示等罪）

第四十五条 第二十三条第二項の規定に違反して、同条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第三十九条の規定に違反して、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（帳簿の不備等の罪）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項又は第二十八条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第十六条第一項又は第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第三十八条の規定に違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったとき。

(国外犯)

第四十七条 第四十三条及び第四十五条第二項の規定は、日本国外においてこれらの規定の罪を犯した者にも適用する。

(両罰規定)

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十三条、第四十四条、第四十五条第一項又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八号までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に關する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号口及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

（準備行為）

第四条 内閣総理大臣は、第四十一条各号に掲げる内閣府令を定めるため、この法律の施行の日前に、当該各号に定める大臣に協議することができる。

（政令への委任）

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案しつつ、学校設置者等、教員等、民間教育保育等事業者、教育保育等従事者及び特定性犯罪事実該当者の範囲を含め、児童対象性暴力等の防止に關する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(学校教育法の一部改正)

第七条 学校教育法の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 学校(大学を除く。)の設置者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)で定めるところにより、児童対象性暴力等(同法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、並びに児童対象性暴力等が行われた場合に幼児、児童、生徒及び学生を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

第百三十三条第一項中「専修学校に、」の下に「第十二条の二の規定は専修学校(高等課程を置くものに限る。)に、」を加える。

(児童福祉法の一部改正)

第八条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十二条第六項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)で定めるところにより、当該都道府県が設置する児童相談所について、児童対象性暴力等(同法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項及び第二十一条の五の十八第四項において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

第二十一条の五の十八に次の一項を加える。

指定障害児通所支援事業者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律で定めるところにより、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

第二十一条の五の二十三第一項に次の一号を加える。

五 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に関連した場合当該違反を是正するために必要な措置をとること。

第二十一条の五の二十四第一項第十号中「この法律」の下に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」を加える。

第二十四条の十一に次の一項を加える。

第二十一条の五の十八第四項の規定は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。

第二十四条の十六第一項に次の一号を加える。

四 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反した場合当該違反を是正するために必要な措置をとること。

第二十四条の十七第九号中「この法律」の下に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」を加える。

第三十四条の十六に次の一項を加える。

第二十一条の五の十八第四項の規定は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者について準用する。

第三十四条の十七第一項中「維持する」を「維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保する」に改め、同条第三項中「至つたときは」を「至つた場合又は家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業

を行う者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合には」に改め、「適合するため」の下に「又は当該違反を是正するため」を加える。

第四十五条に次の一項を加える。

第二十一条の五の十八第四項の規定は、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設(第四十六条第三項において「乳児院等」という。)の設置者について準用する。

第四十六条第一項中「維持する」を「維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保する」に、「求め、」を「求め、又は」に改め、同条第三項中「達しないときは」を「達しない場合又は乳児院等の設置者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合には」に、「勧告し、又は」を「勧告し、」に改め、「かつ、」の下に「その施設の運営を継続させることが」を加え、同条第四項中「児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、」を「前項に規定する場合においてその施設の運営を継続させることが」に改める。

第五十八条中「若しくはこの」を「若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくはこれらの」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第九条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(児童対象性暴力等の防止等のための措置)

第六条 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされた施設の設置者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)で定めるところにより、児童対象性暴力等(同法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

第七条第一項第六号中「社会福祉法」の下に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」を加える。

第十三条に次の一項を加える。

第六条の規定は、幼保連携型認定こども園の設置者について準用する。

第二十条中「この法律又はこの」を「この法律若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律又はこれらの」に、「勧告し、又は」を「勧告し、」に改め、「かつ、」の下に「当該幼保連携型認定こども園の運営を継続させることが」を、「認められるときは」の下に「当該設置者に対し」を加える。

第二十一条第一項第一号中「又はこの」を「若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律又はこれらの」に改め、「かつ、」の下に「当該幼保連携型認定こども園の運営を継続させることが」を加える。

第二十二条第一項中「この法律に」を「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくはこれらの法律に」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第十二号、第十三号及び第十六号」を「第十三号、第十四号及び第十七号」に改める。

(こども家庭庁設置法の一部改正)

第十一条 こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十七号を第二十九号とし、第十九号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十八号の二を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の施行に関すること。

内閣総理大臣 岸田 文雄

文部科学大臣 盛山 正仁

厚生労働大臣 武見 敬三